

『アビダルマのとしび』

第三章世間品・第四章業品

三 友 健 容

第三章 世間品

第四節

p.115 ¹ 第二には第二があり、第三には第三がある。風災 (vāyu-saṃvartani) の頂き (śirṣa) が第四禪である。

ここで彼は言った (āha)。—— 第四禪にはどうして災がないのか。[そこで] 以下のことが説かれる (ucyate)。

² [150] [第四禪の] 有情数に災はない (sattv 'akhyopadravābhāva) から經典には第四 [禪] には [災は] ない [といわれている]。[しかし] 天宮 (vimāna) の平穩 (samatva) が破壊される (pradhvaṃsa) のだから、どうして常住 (nityat a) といえようか。

実に第四禪には外部からの (bāhyādhyātmika) 災害 (apakṣāla) はない。この故に災 (saṃvartani) は生じない。なぜならば、初禪では火の如き (agni-kalpa) 災である (apakṣāla-bhūta) 尋・伺がある [から災害があるという]。

第二 [禪] では、喜 [受] (prīti) が水の如く (ap-kalpā) 心の平和をたもっている (cetopahāriṇi)。

第三禪では入息 (āśvāsa)・出息 (praśvāsa) p.116 が風の自性をもっている (vāyv-ātmaka)。

以上のことから、これら [三] 禪の静慮 (dhyāna-samāpatti) は、如実に、災害 (apakṣāla) があるかのように外 [災] によって (bāhyena) 滅せられる (vināśa)。しかし第四 [禪] には [外の災は起らない (pravartati) から] 災 (saṃvartani) はない。

その場合に、第四禪は常住となるのではないか。[常住とは] ならない。どうしてかという、「天宮の平穩が」活動を停止すること (karma-kṣaya) によって「破壊されるから」であると [説かれているからである] ³。

どうしてまたこれら災 (saṃvartani) があるのか、或いはいかなる次第 (anupūrvīn) によってあるのか。以下のことが説明される (ucyate)。

直ちに (nirantaram) まず

⁴ [151] 火 (tejas) によって七回、水によって一回の [災があり]、水による七 [災] を過ぎたとき、さらに火による七 [災] があり、それから最後 (antya) の一回の風 [災がある]。

[火によって七回の災が] ある。水 [災] は第八回目である。[是の如く] 七回である。この七回を過ぎて (atikrānta) さらに、火によって七回の [災害が] ある。これも過ぎて、一回の風災によって、[この世界の] 破壊がある。しかして、常に火 (tejas) [災] が、七回 [起こった] 後に (saptaka-prṣṭhe) この風災がある。総じて (piṇḍena) [五十六の] 火災と七の水災 [と一の風災がある]。

[ここにおいて更にどうして] 最後に風災が一回あるのか。以下のことが説かれる (ucyate)。

p.117 ⁵ [152] 七つの火 (āgneya) の直後に (anantaram) 一つの風 (pāvanika) がある。是の如く寿命を摂する (āyus-parigraha) から遍浄天の寿命 (śubhakarṣnāyur) は増長する (edhana)。

是の如く考えれば『施設論』(Prajñapti-bhāṣya) の「遍浄天の寿量は六十四劫である」⁶に随順する (anulomita)。

その場合にどうして [地災 (pṛthivi-saṃvartani) は] ないのか。ここにおいてその原因が説かれる。

⁷ [153] 風等の過失と性質を等しくする (vāt'ādi-doṣa-sādharmya) から、有情達にはこの [地界の] 滅 (vināsa) がある。
内 (ādhyātmika) の [災] と等しい (sārūpya) からという [理由では] 地災 (bhū-saṃvartani) は考えられ (mata) ない。

たとえば、実に風病 (vāta) と胆汁 (pitta) と痰 (śleṣman) との三つによって有情達には地界の相 (pṛthivi-dhātutva-lakṣaṇa) の断末摩 (marmaccheda) がある⁸。このように火と [水] と風 (agni-jala-vāyu) とによって、地 (bhū) は破壊される (utsādyate)。これに加えて (kiñca) これらの [破壊は] ……この破壊のために起る (pravṛttatva) からである。さらに「内の [災] と等しいから」、たとえば、二つある。すなわち内の三心である尋・伺・喜 (vitarka-vicāra-prīti) と入息 (ucchvāsa) と出息 (praśvāsa) の相 (lakṣaṇa) と同様に、

外の災害 (upadrava) にも火 (vahni) と水 (ambhas) と風 (vāyu) の狂暴の相 (prakopalakṣaṇa) があると [いわれている]。

『アビダルマディーパ [の輝しい毘婆沙の註釈] のうち、第三章] 第四節を終る。

p.118

第四章 業 品

第一節

a 業論総説

ここにおいて [「二種の名をもつ有情の業 (sattva-karma-dvidhākhyā) によって風輪 (vāyu-maṇḍala) が満される (pūrīta)』] と説かれたが、そのことが説かれるべきである (ucyatām)。それらの業は何であり、あるいは、どれ程であるかということから業が説明される (prastūyante)。

⁹[154] 有情生起の因 (sattvopapatti-hetu) であり、[衰損 (vipad) と莊嚴 (sāmpad) を] 生ぜしめ (vidhāyin)、[世間の差別を作る者 (loka-vaicitrya-kartr) は業 (karman) が原因 (hetu) であると認められる (iṣyate)¹⁰。

実に、有情達には劣 (hīna)・中 (madhya)・勝 (utkrṣṭa) の生れ (jāti) の [相違] を撰取すること (parigraha) と [寿命の] 長さ (āyāma) と所依 (āśraya) と財具 (bhoga) などの莊嚴 (sāmpad) と衰損 (vipatti) との [相違] が [見られる (drśyate)]。[有情世間・器世間の] 二種の世間の差別 (vicitrata) がある場合には、業が原因となっている。それ故、これらの真の本質 (tattva) を私は説くであろう (vakṣyāmi)。何がどれ程あるのかと問われたので、このことを説こう (upavyākhyāyate)。

経典には、二業を指して (nirdīśya) [説かれている。すなわち二業がある。思業と思已 [業] である] と¹¹。これらは更に三種に説かれる。どうしてかという、

¹²[155] 身に属する (kāyika) と語よりなれる (vāṇmaya) と思と名づける (cetanākhyā) 意 (mānasa) との、これらの諸業が世間の因 (kāraṇa) で、自在天などが [因では] ない。

実にこれら三種は善・不善 (śubhāśubha) であり、有情と器との世間 (sattva-bhājana-

loka) の二種の利益・不利益の動力因 (hitāhita-nimitta) であり、生起 (utpatti) し、獲得 (sampatti) する場合に種々の (vaicitrya) 原因 (kāraṇa) となる。自在天 (Īsvara) や時 (kāla) や原人 (puruṣa) や根本原質 (pradhāna) などが〔原因〕ではない。

p.119 ここにおいて自在天は〔第一〕原因ではないように前に書いた (ullikhita) が、しかしながら今さらに詳しく (vispaṣṭataram) 説明しよう (āviṣ-kriyate)。

¹³[156ab] さまざまな (vaiśva-rūpya) 生起の順序 (kramotpāda) があるから、是の如きの〔業による生起〕とは別となる過失があるから (tadvad-anyat-prasaṅgataḥ)〔自在天は第一原因ではない〕。

もし実に常に単一である自在天が世間の生 (utpatti)・住 (sthiti)・滅 (pralaya) の原因 (kāraṇa) であるならば、これによって実に結果 (kārya) には〔第一〕原因 (kāraṇa) が従属している (anuvidhāyitva) ことになるから、〔生・住・滅の〕三種の矛盾する (viruddha) ものが、同時に (yugapat) 存在することになろう。このことは経験され (dr̥ṣṭa) たこともないし、是認もされ (iṣṭa) ないから、このことは正しくない (asat)。これに加えて、世間もまた単一 (avicitra) ではない〔から〕である。ドクロをもった (kapala-pāṇi) 裸形者 (nagna) は、同時に生ずるであろうし、放浪するであろう (paryaṭet) し、思いのままになる (tadicchānuvidhāyin) であろう〔というかもしれないが、しかし〕そのようなにはならないから、自在天は〔第一〕原因ではない。

村などで特殊な主が農業を営む (grām'ādy-adhipati-viśeṣotkarṣāvasthāna) でいる場合に、自在天の〔存在〕が承認される (Īsvara-prasiddhi) というならば、そうではない。〔なぜならば〕ここでは、村の首長 (grāmādhikṛta) が、他〔の様々な要因〕に依存しているから結果が別であり一定ではなく、〔折角〕能力があっても害せられることなどが経験される (paratantratvānityatva-kāryāntara-śakti-vighāt'ādi-darśana) からであるし、またゴーマヤ・ピンドーパマ経 (Gomaya-piṇḍopama-sūtra)¹⁴に説かれているからである。

p.120 バガヴァットの信奉者などにはこれらの非難が見られる (Bhāgavat'ādi-tannindā-darśana) からである。なぜならば、バガヴァットの信奉者など (Bhāgavat'ādya) が大自在天 (Maheśvara) を非難する (nindat)¹⁵のが見られるからであるし、〔一方〕大自在天崇拜者達 (Maheśvarāḥ) はヴィシュヌ神を〔非難するから〕であると〔いわれている〕。

苦行による功能〔がある〕 (tapaḥ-sāmarthyā) から〔第一〕原因が必要である (kāraṇa-sāpekṣa) ということが可能である (utpādayati) というならば、ここにおいて非難される (apadiśyate)。

¹⁶[156cd] 自宗を放棄するなどの過失となるから (pakṣa-hāny-ādi-doṣataḥ) 苦行 (tapo-yoga) は、他に依存すること (anyāpekṣa) ではない。

もし実に協力因に依存する (sahakāri-kāraṇāpekṣa) ものと苦行力によって得られた支配力 (tapo-bala-labdhy-aiśvarya) とが世間を生ずる (srjati) ならば、陶師のように (Kumbhakāra-vat) 秤の皿など (dhaṭ'ādi) で〔陶器を生ずるように自由に世間を造ることになろう。そのようなことは〕ない。もしそうであるならば、前の自宗を放棄すること (pūrva-pakṣotsarga) になる。〔それ故〕常住であり、単一であり、独立している (svatantra) ものが〔第一〕原因 (kāraṇa) であると説かれたことは、放棄される (hīna)。苦行による力の機能が承認される (tapo-bala-sāmarthyābhyupagama) ときには、無常 (anityatva) も他に依存すること (pāratantrya) も承認される (abhyupagata) ことになる。これが承認されれば、〔自在天は〕無力 (anaīśvarya) であると〔いうことになる〕。以上のことによって、時 (kāla)・原人 (puruṣa)・根本原質 (pradhāna) などの〔第一〕原因に執着すること (parigraha) は、容認されない (pradyūḍha) と知られるべきである¹⁷。

もし実に業が因であり、自在天などではないならば、どうしてその場合、世間は、その〔業〕の原因に執着する (tat-kāraṇa-parigraha) のか。そこで私達は言う (brūmaḥ)。

¹⁸[157] 諸業の力 (śakti) は、働き (vidhi) と時 (kāla) と遊星 (graha) などによって知覚される (bodhyate)。それ故、ここにおいて、その〔力と〕名づけられる (tacchabdya)¹⁹〔業が〕従属的な (gauṇi) 活動 (vṛtti) と相応する (prayujyate) からである。

以下のように説かれる (ukta)。

働き (vidhi)・規定 (vidhāna)・運命 (niyati)・自性 (svabhāva)・時 (kāla)・諸の遊星 (graha) は、自在天の業によって生じたもの (Īśvara-karma-daiva) である。諸の福德 (puṇya)、諸の幸運 (bhāgya) という同義語の名前 (paryāya-nāman) は、過去の業の (purākṛta) 運命と結びついている (kṛtānta-yoga)²⁰。

p.121 これに加えて、

遊星の会合 (graha-yoga)・腕のけいれん (bhujāspanda)・夢 (svapna)・満ちた水差 (pūrṇa-ghaṭa) などは、人々に (nr̥ṇām) 自業によって望むものが得されるである

うこと (vṛtti-lābha) を暗示する (sūcayanti)。

というこれらのことから、ここ〔業〕にはこの〔力〕と名づけるもの (tāc-chabdyā) があることが相応する (prayujyate) のであると〔いうことになる〕。

b 身語二業の自性

p.121/5 どうしてまた、これら三業が建立されるのか。所依の故 (āśrayataḥ) に、〔というならば〕すべての〔業〕は身を所依とする (kāy'āsritatva) から〔業は〕一つである。〔あるいはもし〕自性の故にというならば、ただ語業一つだけになってしまう。等起の故に (samutthānataḥ) というならば、ただ意業一つだけになってしまう。〔なぜならば〕すべての〔業は〕意を等起とする (utthāpitatva) からである。〔しかし〕「三〔因〕による」と毘婆沙師 (Vaibhāṣika) はいう²¹。

これらの最初の二業はさらにそれぞれ二種に区分される (dvi-prabheda)。どうしてか。以下のことが説明される (apadiśyate)。

²²[158a] 最初の二〔業〕は表・無表である。

身業は実に、身表業 (kāya-vijñapti) と身無表業 (kāyāvijñapti) である。語業も語表業 (vāg-vijñapti) と語無表業 (vāg-avijñapti) である。しかしながら第三業は、

[158b] 思 (cetanā) が意 (mānasi) 業 (kriyā) である。

なぜならば世尊によって「業とは思 (cetanā) と思已 (cetayitva) である」²³。それは更に三種に説かれ「身業と語業と意業とである」と〔説かれているからである〕。

さらにこの身業はいかなる自性か、乃至、身の自性 (kāya-svabhāva) とは何か。語業は p.122 語を自性としていても、恐らくは〔身業が〕身と異なるように意業も意とは異なるだろうと彼は以下のことを言った (āha)²⁴。

第四章

第二節

a 比丘の条件

p.123 ²⁵…消滅する (parābhavanti) ということが説明される (apadiśyate)。

²⁶[159] 食物を作ろうとして火をたいて (anna-maty-agni-nirdagha) 器 (sthāli) を準備する (saṃskṛta) ように。

悪見 (pāpadrṣṭi) には諂 (sāṭhya) と嫉 (irṣya) 等によって害することを自性とする (kṣatātman) 性向 (śīla) がある。

²⁷[160] 勝義 [諦] から (paramārthataḥ) [いえば] 律儀と正見とを具しているから (saṃvṛt-sad-drṣṭy-upetātas) 比丘たること (bhikṣutva) がある。

世俗 (saṃvṛti) の立場では、一つを具足 (eka-sampad) しても [比丘というが]、しかし [律儀・正見の] 二つがない (dvayābhāva) ときには、[勝義諦・世俗諦の] 二種によっても [比丘たること] はない。

実に清浄なる見を具足して (drṣṭi-sampad-viśuddha) 戒を具足していること (śīla-sampad) が「勝義として比丘たることである」。しかし [正見と戒との] 二つのうち一つを欠いた (anyatara-vikala) ものは、世俗 (saṃvṛti) [の立場] からは比丘であっても、[正見と戒との] 二種を欠いた (dvy-aṅga-vikala) ものは世俗 [諦] からいっても [比丘とはいえない] ないし、勝義 [諦] からいっても (paramārthataḥ) [比丘とはいえない] ないと [いわれている]。

もし実に律儀 (saṃvara) なしには [別解脱戒の] 八部 (nikāya) が建立でき (vyavasthāpyante) ないならば、どうしてその場合、^{p.124}世尊によって「一分具持者 (ekadeśakārin)、少分具持者 (pradeśakārin)、多分具持者 (yadbhūyaskārin)、全分具持者 (paripūrṇakārin) がいる」²⁸と説かれたことにおいて、この [別解脱戒の八部の] 意味が認められるのか。実に、ある行われるべきでない一分を放棄するにふさわしい (akāryaika-deśa-viratikṣama) ものがいる。乃至、あるすべての破戒を放棄するにふさわしい (samagra-dauḥśilya-virati-kṣama) ものもいる。以上のことから、世尊は行われるべきではない一分を放棄することによっても、^{p.125}在家信者である (upāsakatva) と説いて (śāsti) いるのであって、実に全部の戒を欠いている (sarva-śīla-vikala) あるものが、帰依することを願うだけで (śaraṇa-gamanecchā-mātraka) 在家信者となるのではない²⁹。六要素の薬草によって作られたものの一つ二つの要素を欠いて受用するようなもの (ṣaḍ-aṅga-uṣadhaika³⁰ dvy-aṅga-vaikalyopayogavad) であると [いうことである]。

b 仏法僧

^{p.125/3} その場合「仏・法・僧に帰依する」といわれているが、何がこれら仏などと [いわれるの

か)。そこで、以下のことが説明される (abhidhiyate)。

³¹[161] 離障 (vigatāvaraṇa³²) の智 (jñāna) があるときに、仏陀と表現される主たる構成 (mukhya-kalpanā) がある。その〔仏陀の〕所依 (tad-āśraya) と果 (phala) とにおいても功德の構成 (guṇa-kalpanā) が知られる (vijñeya)。

世俗〔諦〕(saṃvṛti) と勝義〔諦〕とから (paramārthataḥ) 実に二種の仏陀がある。ここにおいて勝義〔諦〕からは、『〔本〕論』に「仏陀に帰依する者は、何に帰依するのか。彼はこの仏陀を構成している (Buddha-kāraka) 無学 (aśaikṣa) 法に帰依をする³³。なぜならば、これらの〔無学法〕は、仏陀という語の原因となる特徴 (Buddha-śabda-pravṛtti-nimittacihna) となっているからである³⁴」と説かれているように、これらのことから障げのない (nirāvaraṇa) 最勝 (pradhāna) な智慧を〔成じた方が〕一切智者 (sarvajña) であると世間的に知られている (loka-prasiddha) のが、勝義としての (paramārthika) 仏陀である。世俗 (saṃvṛti) 〔諦〕からも「その〔仏陀の〕所依において」すなわち三十二 (dvātriṃśat) 相 (lakṣaṇa) と八十 (aśīti) 随好 (anuvyañjana) によって莊嚴された (virājita) 色身 (rūpa-kāya) においても、仏陀という名 (akhyā) があると〔いわれている〕³⁵。その〔仏陀の〕「果 (phala) においても」すなわち、力 (bala)・無畏 (vaiśāradya) 大悲 (mahākaraṇa) などにおいて、仏陀と表現 (ukti) されるのであると〔いわれている〕。

p.126 ³⁶[162] 常住 (śāśvatatva) と清浄 (śubhatva) とのために、すべての無意義なものを滅するから (sarvānārtha-nivṛttitah)、主な構成 (mukhya-kalpanā) によって、それらを具した法 (tadvad-dharma) が涅槃 (nirvāṇa) といわれている。

〔涅槃とは〕常住不変の自相を持つこと (nityāvīkṛta-svalakṣaṇa-dhāraṇa) であるから、これを得した (tat-prāpta) ものが継続して持続している (atyanta-dhāraṇa) 場合に、勝義の法が涅槃である。しかしながら功德の構成 (guṇa-kalpanā) によっては、独覚や菩薩の絶え間ない〔修行の〕(pratyekabuddha-bodhisattva-santānika) 道 (mārga) が〔勝義の法である〕³⁷。〔なぜならば〕三蔵 (triṇi piṭakāni) の法は涅槃に導く (nirvāṇa-prāpakatva) からである。

³⁸[163ab] 同様に、僧伽とは勝義〔諦〕からいえば、諸の聖なる弟子の特徴 (śiṣya-guṇa) 〔を持っていること〕である。

九無学と十八有学の弟子たちの相続（santāna）におけるこの道（mārga）が勝義〔諦〕としての（paramārthika）僧伽であるといわれる。しかしながら、世俗〔諦〕としては、賢善なる凡夫の比丘僧伽（pṛthag-jana-kalyāṇaka-bhikṣu-saṃgha）のことであると説明されている（apadiśyate）³⁹。

⁴⁰[163cd] これら〔三宝〕に帰依（śaraṇa）する人は、三帰依（śaraṇa-traya）を行う（yāti）。

これら以上述べたような特色をもつ（yathokta-lakṣaṇa）仏・法・僧に帰依することが「三帰依をする人である」と〔いわれるのである〕。

c 帰依の自性

p.127 また帰依する（śaraṇa-gamana）自性（svabhāva）は何か。語表〔業〕と、そこから生ずる法を自性（vag-vijñapti-tat-samuttha-dharma-svabhāva）⁴¹とする。

また帰依の意味は何か。救済の意味（trāṇārtha）が帰依の意味（śaraṇārtha）である。これら〔三宝〕を所依とすること（tad-āśraya）によって、一切の苦から完全に解脱する（sarva-duḥkhātyanta-vimokṣa）からである。実に世尊によって説かれている。

⁴² 多くの恐怖にせめられた（bhaya-tarjita）人々は諸の山（parvata）、諸の森（vana）、庭園（ārāma）、聖地の無花果樹（caitya-vṛkṣa）に帰依する。

この帰依は好ましく（śreṣṭha）ないし、この帰依は最上（uttama）ではない。この帰依によって（āgamyā）は一切の苦から解脱（pramucyate）できない。

しかし仏・法・僧に帰依する人は、そのとき、智慧（prajñā）によって四聖諦を見る（paśyati）。

苦と苦の集と苦の滅（samatikrama）を〔知り〕、聖なる八支道〔を知り〕、安穩なる（kṣema）涅槃に趣く（nirvāṇa-gāmin）。

実にこれは好しい（śreṣṭha）帰依であり、これは最上の帰依であり、この帰依によって（āgamyā）一切の苦から解脱する（pramucyate）と。

この故に、実に帰依すること（śaraṇa-gamana）は一切の律儀に専心する（sarvasaṃvara-samādāna）ための門となる（dvāra-bhūta）。⁴³〔正〕見を具足する（dṛṣṭi-saṃpanna）者にこれらの〔帰依〕が発芽する（praroḥa）からである。

d 優婆塞と欲邪行

p.127/17 またなぜ優婆塞の学処 (śikṣā-pada) の場合に欲邪行 (kāma-mithyā-cāra) からの遠離 (virati) だけが建立され (vyavasthāpita) 一切の非梵行 (abrahma-carya) からの〔遠離が建立され〕ないのか。〔なぜ〕その他の性罪 (prakṛti-sāvadya) のうち、虚妄語 (mrṣā-vāda) だけが学処において建立され (vyavasthāpyate)、粗悪語 (pāruṣya)⁴⁴等は〔建立され〕ないのか。一切の遮罪 (pratikṣepaṇa-sāvadya) のうち飲酒 (madyapāna) からの遠離だけを〔なぜ〕学処として建立する (vyavasthāpita) のか。以下のことが説かれる (ucyate)。

⁴⁵[164] 諸の賢者 (sat) によって、欲邪行は、非難さるべきであり (garhya) 離れており (paratra)、不作を得するから (akaraṇāptitah) である。

p.128 ⁴⁶虚妄語 (mrṣā-vāda) と飲酒 (madyapāna) とは、最悪である (pāpiṣṭhatva) から、〔また正〕念を喪失する (smṛti-kṣaya) からである。

⁴⁷実に、欲邪行 (kāma-mithyā-cāra) は世間において非常に (atyartham) 訶責される (garhita)。他人 (para) の妻を犯す (dāropaghāta) からであり、悪趣に墮する (āpāyikatva) からである。非梵行 (abrahma-carya) はそうではない。在家のもの (gṛhastha) にとって、欲邪行を遠離すること (kāmamithyācāra-virati) は行じ易い (sukara) が、非梵行から〔遠離することは〕行じ難い (duṣkara)⁴⁸。聖者は欲邪行からの不作律儀 (akaraṇa-saṃvara)⁴⁹を〔得し〕、経生 (janmāntarito) の〔聖者〕も〔欲邪行からの不作律儀を〕得すが、非梵行からの〔不作律儀は得さ〕ない。

⁵⁰虚妄語も最悪である (pāpiṣṭhatva) から、世尊がラーフラに示し (uddiṣya)、最も (paramena) 注意深く (ādareṇa) 説いている (ukta)。「ラーフラよ、私には虚妄語がなく、恥じること (lajjā) がなく、悪作 (kaukr̥tya) もないという人は、何らなすべきことはない (akaraṇiya) と私は説く (vadāmi)」⁵¹と。

飲酒 (madyapāna) においても〔正〕念を断ずること (smṛti-lopa) があり、一切の学処を動揺すること (sarva-śikṣā-pada-kṣobha) になるから、茅の端 (kuśāgra) の〔一露〕でも、飲酒することがあれば遮罪である⁵²。

e 三種の律儀の得し方

p.128/11 今、以下のことが説かれよう。これら別解脱と静慮と無漏との三種の律儀 (prātimokṣa-dhyānānāsrava-saṃvara) はこれらのうち一つが得されたとき、更にその他も〔得される〕のかと。私達は言う (brūmaḥ)。

⁵³[165ab] 欲〔界〕に生じたもの (kāmaja) は、すべてからと現在からと二種からも〔得す〕。

p.129 実に別解脱律儀 (prātimokṣa-saṃvara) は一切の根本〔業道〕と加行と後起 (maula-prayoga-prṣṭha) からと、現在の蘊・処・界の有情と処 (adhiṣṭhāna) とに転ずること (pravṛttatva) から〔得される。しかしながら〕過去と未来からは得されない。〔なぜならば〕これら〔過去・未来〕は有情数ではない (asattva-saṃkhyātatva) からである。「二種からも」とは有情〔数〕・非有情数 (sattvāsattvākhyā) からと性〔罪〕・遮罪 (prakṛti-pratikṣepaṇa-sāvadya) から〔得される〕ということである。

⁵⁴[165cd] しかし、修所成 (bhāvanā-maya) の二つの〔無漏律儀・静慮律儀〕は三時と根本から得せられる。

実にこれら〔無漏と静慮〕の二つは根本業道から得せられ (labhyete)、加行と後起 (prayoga-prṣṭha) からではないし、遮罪⁵⁵からでもない。また一切時から⁵⁶というのは、過去・未来の蘊・処・界からも〔これら二つは〕得せられるということである。

ここに四句がある。これら蘊・処・界がある場合、これらは別解脱律儀を得すが、静慮と無漏との律儀は〔得さ〕ないと云々。第一句は現在の (pratyutpanna) 近分 (sāmantaka) と後起 (prṣṭha) とからと、遮罪から〔得す〕。第二句は過去・未来の根本業道から〔得す〕。第三句は、現在の根本業道から、第四句は、過去・未来の近分と後起とからであると〔いわれている〕⁵⁷。

f 律儀・不律儀の偈

p.129/14 またこれら律儀・不律儀は、一切有情から得せられるのか。一切の支 (aṅga) からか、一切の因 (kāraṇa) からか、その場合いかなる相違 (bheda) があるのか。ここにおいてまず必ず〔相違が〕得せられる。

⁵⁸[166] 律儀は支と因とによって、一切の有情数 (sattva-jāti) から〔得せられ〕、或いは、不律儀は一切の有情と支とから〔得せられるも〕因によってではない⁵⁹。

律儀は実に一切有情が得し、少分の〔有情だけが得するのでは〕ない。支 (aṅga) から〔得せられるのは〕不定 (vibhāṣā) であるが、しかしあるものは一切の〔支から〕得せられ

る。つまり比丘律儀である。あるものは四〔支〕から〔得せられる〕。つまり、それ以外の〔律儀で〕ある。なぜならば〔四〕律儀支は〔根本〕業道だからである⁶⁰。ある文章 (paryāya) からいえば、〔律儀は〕一切の因 (kāraṇa) によって〔得せられ〕、ある〔文章〕からいえば、一つの〔因〕によって〔得せられる〕。

p.130 ⁶¹先づ、もし一切〔の因〕によって〔得される〕ならば、どうして無貪 (alobha)・無瞋 (adveṣa)・無痴 (amoha) が、〔律儀の〕因であると認められる (iṣyante) のか。もし、一つによって〔得される〕ならば、どうして、下 (mr̥du)・中 (madhya)・上 (adhimātra) の心が因であると認められるのか。〔この問題については〕後の (paścima) 文章 (paryāya) によって決定 (niyama) が説かれている (ucyate)。

律儀に住する (saṃvara-sthāyin) もので、一切有情において、律儀 (saṃvṛta) となるも、一切支によってでもなく、一切因によってでもないものがある。つまり、下心、或いは、中・上〔心〕によって、優婆塞・近住 (upāsakopavāsa)⁶²・沙弥律儀 (śrāmaṇera-saṃvara) を受ける (samādatte) ものである。

また、一切有情において、一切支によって、律儀 (saṃvṛta) を〔得するも〕、一切因によつてではないものがある。つまり下心、あるいは、中・上〔心〕によって、比丘律儀を受けるものである。〔また〕、一切有情において、一切支と、一切因とによって〔律儀を得するものが〕いる。つまり三種の心によって、〔優婆塞・沙弥・近住の〕三律儀を受けるものである。〔また〕一切有情において〔律儀を得し〕、一切因によるも、一切支によらないものがある。つまり、下・中・上心によって、優婆塞・近住・沙弥律儀を受けるものである。しかし、一切有情によらなくして、このような〔律儀を得する〕ことはないであろう。一切有情に随順して善の意樂 (sarvasattvānugata-kalyāṇāśaya) に住するもの (sthita) が、律儀を得するも (pratilabhate)、その他にはないからである。〔なぜならばその他の方法では〕悪の意樂 (pāpāśaya) を、止められない (anuparatatva) からである。

五種の決定がなされている (kuruvat) 人は、別解脱律儀を得する〔ことができる〕。すなわち、有情 (sattva) と支 (aṅga) と処 (deśa) と時 (kāla) と情況 (samaya) との決定である。

この有情から〔殺生等を〕私は離れる (viramāmi) というのが有情決定で、この支から〔離れる〕というのが支決定で、この処において〔のみ離れる〕というのが処決定で、一月 (māsa) 乃至 (yāvat) 〔ある期間離れる〕というのが時決定で、戦闘 (yuddha) 以外では (anyatra) 〔殺生などを離れる〕というのが、情況決定である。しかし是の如く得する (gr̥hṇat) ものは善行 (sucarita) だけであって、律儀を〔得するのではない〕。

どうして〔害することが〕できない (aśakya) 〔生類〕に対しても、律儀を得することが〔できる〕のか。

一切有情の命を害さないという願い (sarva-sattva-jīvitānupaghātādhyāśaya) によって認められる (abhyupagama) からである。律儀が、どのように得せられるかを説き已った。

不律儀も、一切有情と一切業道から〔得せられる〕が〔一切〕の因によってではない。下 (mrdu) などの心が俱起しないからである。

また、不律儀なる人 (asāṃvarika) とは誰であるかということ、諸の屠羊者 (aurabhrika)・諸の屠鶏者 (kaukkuṭika)・諸の屠猪者 (saukarika)・諸の獵獸者 (śākunika)⁶³・p.131諸の捕魚者 (mātsika)・諸の獵獸者 (mr̥ghalubdhaka)・諸の劫盜 (caura)・諸の死刑の判決を受けた殺人者 (vadhyā-ghātaka)・諸の牢獄番人 (bandhana-pālaka)・諸のヘビとり (nāga-bandha)・諸の犬料理人 (śva-pāka)・諸の獵師 (vāgurika) とである。不道德なる (nīticalita)⁶⁴ 諸王と諸の裁判官 (daṇḍa-netṛ) と諸の役人 (vyāvahārika) とが不律儀なもの (asāṃvarika) である。不律儀であったり、或いはかれらに不律儀がある (vidyate) 場合に不律儀という⁶⁵。

あるものから、不律儀が得せられることが説き已った。しかし、どのようにして、これ〔不律儀〕を得するかについて説かれなかったので、そこで、〔このことについて〕説こう (ārabhyate)。

⁶⁶[167] 不律儀は、作用 (kriyā) 或いは誓い (abhyupagama)⁶⁷によって得せられる。それ故、その他の無表は、特殊な田と支などから (kṣetrāṅ'ādi-viśeṣataḥ) 〔得せられる〕。

二つの因によって不律儀は得せられる。作用 (kriyā)、或いは誓いによってである。「作用によって」(kriyā) とは、その家族に属し、その業を受け入れる (tat-kulina-tat-karmābhyupagama) からであり、別の家族に属している (atat-kulina) ものも、私達も、この生活方法 (jivika) によって、生活しよう (jīviṣyāma) と〔誓う〕からであると〔いわれる〕。しかしながらその他の、〔処中〕無表を得することは、特殊な田と支 (kṣetrāṅga-viśeṣa) からであると〔いわれる〕。

- (1) 是の如き (tad-rūpa) の〔福〕田がある。たとえば、園林などを施すだけ (ārāmādi-pradāna⁶⁸mātra) によって、無表が生ずるように。或いは、たとえば、有依の (aupadhika) 福業事 (puṇya-kriyā-vastu) におけるように。
- (2) 或いは尊敬 (ādara) によって受ける (samādatte)。たとえば、仏陀を礼拝せずには (a-vanditvā)、食事 (bhokṣya) をしないというように。或いは、一月 (māsa) 半月 (ardhamāsa) の食事 (bhakta) を常に私は施す (kariṣyāmi) と云々というように。
- (3) 是の如き重行 (ādarehaṇa)⁶⁹によって作し、善あるいは、不善を行じる (ihate)。

以上のことからこの無表が生ずる。

以上このように律儀・不律儀の得を説き已った。

g 律儀の捨

p.131/16 〔律儀の〕捨 (tyāga) が、今、説かれるべきである。ここで、まず、

⁷⁰[168] 欲〔界〕繫の律儀の捨 (kāṃ 'āpta-saṃvara-tyāga) は、学を捨てること (śikṣā-nikṣepaṇa) などによる。ある人々は墮落する (pataniya) ことによってでもあると〔いい〕、他の人々はそうではなく、相応しくないから (ayogataḥ) であると〔いう〕。

p.132 欲〔界〕繫の八種の律儀は、五因によって捨せられる (tyāga)。

- (1) 学処を捨てること (śikṣānikṣepaṇa)。
- (2) 衆同分を捨てること (nikāya-sabhāga-tyāga)。
- (3) 二形を生ずること (ubhaya-vyañjanotpāda)。
- (4) 善〔根〕を断ずること (kuśala-samuccheda) から〔捨せられ〕
- (5) 夜尽 (niśatyaya) によって、八種のうちの一つの〔近住律儀の捨がある〕。

これらを総撰して (abhisamasya)、五〔因〕がある。

⁷¹また、なぜ、これら〔五因〕によって〔律儀〕の捨があるのか。

- (1) 受と相違して表〔業〕が生ずる (samādāna-viruddha-vijñāpty-utpāda) からであり、
- (2) 所依を捨する (āśraya-tyāga) からであり、
- (3) 所依が変化する (āśraya-⁷²vikopana) からであり、
- (4) 原因を断ずる (nidāna-ccheda) からであり、
- (5) 期間を過ぎる (tāvad-evākṣepa) からである。

他の人々は、またいう (āhuḥ)。「四つの墮罪 (pataniya) のうちの一つ (anyatama) 〔を犯して〕も、比丘・沙弥の律儀を捨すること (bhikṣu-śrāmaṇera-saṃvara-tyāga) になる」⁷³。「それはちがう」と〔毘婆沙師たちはいう。なぜならば〕、「相応しくないから (ayogataḥ) である」。

また何が、相応しくない (ayoga) のか。

⁷⁴[169ab] 相応しくないとは、一本の糸 (amśu) がなくなっても (vidhvamsa)、実有の布 (paṭa-dravya) がなくなる (vinaśyati) のではない。

実に〔律儀の〕一部を捨 (avayava-nāśa) するから、〔律儀〕全体を断 (avayavi-vināśa)

ずるのではない。別解脱律儀 (prātimokṣa-saṃvara) は、部分から成立した全体の性質 (avayavi-rūpa) をもっている。この〔別解脱律儀の〕一部を断ずる (avayava-kṣobha) ときは、欠漏 (chidra) と不浄 (mālinya) となる。世尊は「諸の悪法 (pāpa-dharma) とは破戒 (duḥśīla) である⁷⁵」と説いている (ukta)。

p.133 〔世親たちが〕経典と矛盾する (sūtra-virodha) から、相応しくない (ayukta) というならば、ここにおいて〔毘婆沙師たちは〕説明する (upadiśanti)。

[169cd] 経典における破〔戒〕の説 (dhvaṃsokti) は、他の意味 (anyārtha) である。たとえば、嫉 (irṣyā) や諂 (śaṭha) [の心で] わめく (nādi) ときに〔破戒の悪比丘といわれる〕ように。

ここにおいて、世尊が、「非比丘 (abhikṣu) がいる」という教えを説かれた目的 (śāsana-sthity-artha) は、悪行の弟子を呵責するため (durvṛtta-vineyāvasādanārtha) であると説かれている (ukta)。たとえば「嫉妬をもち (irṣyika)、慳惜で (matsarin)、諂曲 (śaṭha) で、欺誑で (māyāvin)、邪見 (mithyādrṣṭhi) であるというような過失と結びついた塵芥の如き (kaśambaka-jātiya) ものである」というように。〔弟子の〕心を傷つける (cittāvidūṣaṇa)⁷⁶ ために非比丘と (a-bhikṣutva) [いった] のではない。弟子を教誡するという真の目的 (vineya-śāsanārtha-tattva)⁷⁷で〔非比丘と〕説かれたのである。〔それ故〕ここでも是の如く見られるべきであると〔いわれている〕。

この故に前の所説の特徴 (pūrvokta-lakṣaṇa) こそが比丘であって、俱舎論主 (Kosakāra) が説くようなものではない⁷⁸。

p.134 ⁷⁹[170ab] 他の人々は、正法 (saddharma) が滅するから (antar-dhitah) [律儀の捨がある] といい、他の人々は、そうではない。以前に〔得さ〕ないものは、新に得さないから (nāpūrvāprati-lambhataḥ) [律儀の捨もないという]。

他の人々はまたいう (bruvate)。正法が滅するとき (saddharmāntardhana) にも、律儀の捨 (saṃvara-tyāga) がある⁸⁰。しかしながら、この場合、そうではない。以前に〔得さ〕ないものはその〔正法が滅する〕ときも、〔律儀などが無いから、これら律儀などを〕生ずることはないからである。しかし、すでに生じた〔律儀は〕すでに説いた原因 (kāraṇa) によって滅する (vinaśyate)。

h 静慮・無漏律儀の捨

p.134/4 さて、静慮・無漏の律儀 (dhyānānāsrava-saṃvara) はどのように捨せられるのか。そこで、以下のように説かれる (apadiśyate)。

⁸¹[170cd] 地を動くこと (bhū-saṃcāra) と退すること (hāni) によって、静慮より生じたもの (dhyānaja) と清浄 (śubha) とが捨せられる (tyajyate)。

⁸²実に、一切の静慮〔地〕所繫 (dhyānāpta) の善は、二つの縁 (kāraṇa) から捨せられる。

- (1) 地を動くこと (bhūmi-saṃcāra) からである。すなわち上地に (ūrdhvam) あるいは下地に (adhas) 生ずることから (upapattitaḥ) である。
- (2) 或いは、等至 (samāpatti) から退失すること (parihānitaḥ) からである⁸³。
また、衆同分を捨すること (nikāya-sabhāgatyaḡa) からでも〔捨せられる〕。

⁸⁴[171ab] 同様に、無色〔界〕繫 (ārūpy 'āpta) の聖なるものも、しかして、得果 (phal 'āpti) と〔練〕根 (akṣa) と退失 (vihāni) によって〔捨せられる〕。

色〔界〕繫の善も、地を動くことと退失とから、捨せられるように、無色〔界〕繫の〔善も〕同様に〔捨せられる〕。しかしながら、聖なる〔無漏〕善は、三縁によって捨せられる⁸⁵。果を得することから (phala-prāptitaḥ) で、前の (pūrvaka) 道 (mārga) が捨せられる。

p.135 練根 (akṣottāpana)⁸⁶によって、鈍根道 (mr̥dv-indriya-mārga) が〔捨せられ〕、退失から勝れた (uttara) 道が〔捨せられる〕。すなわち果〔道〕或いは勝れた果〔道〕 (phala-viśiṣṭa) が〔捨せられる〕。是の如く、まず律儀が捨せられる。

⁸⁷[171cd] 不律儀は、調伏を得すること (dama-prāpti) と、命を棄捨すること (jivitotsarjana) などによって、〔捨せられる〕。

不律儀を断ずること (asaṃvara-ccheda) は、三縁による。

- (1) 律儀を得すからであり、もし、⁸⁸律儀を生じ (samāpadyate) あるいは、静慮律儀を得す (pratilabhate) れば、因縁力 (hetu-pratyaya-bala) によって、三昧を得す (samādhi-lābha) から、これによって、不律儀が捨せられる⁸⁹。〔善悪は〕互いに対して〔善戒の方が〕より力強い (pratidvandva-baliyastva) からである。

⁹⁰(2) 死 (maraṇa) によって、所依を捨する (āśraya-tyāga) からである。

(3) 二形が生じ (dvivyañjanotpāda)、所依が変化する (āśraya-vikopana) からである。

〔不律儀な行為を〕しないという決意から (a-karaṇ'āśayataḥ) 刀や綱を捨て (śastra-jāla-tyāga)⁹¹でも、律儀〔を受得すること〕なしには (antareṇa) 不律儀を断ずることはない。病原 (nidāna) を遠離 (parivarjana) しても、〔良薬なしには⁹²〕かかった病いは治らないような (pravṛddha-rogānivṛtti-vat) ものである。

i 処中・無表の捨

p.135/9 さて、律儀・不律儀から自由になった (saṃvarāsaṃvara-vinirmukta) 〔すなわち処中〕無表はどのように捨せられるのか。以下のことが説かれる (ucyate)。

⁹³[172ab] しかして、心の勢力などの断 (citta-vegādi-viccheda) によって処中 (madhyama) の無表は〔捨せられる〕。

- (1) 実に浄心 (prasāda)⁹⁴と煩惱 (kleśa) の勢力 (vega) によって引かれた (ākṣipta) 無表はこの〔勢力が〕断ぜられること (viccheda) から、この〔無表〕も断ぜられる (vicchindiyate)⁹⁵。たとえば、陶工のロクロがまわっていて〔も勢力がなくなれば止る〕ように (kumbhakāra-cakra-gativat)。
- (2) 所受 (samādāna) を捨することによっても断ぜられる。
- (3) 作業を断ずること (kriyā-viccheda) よっても断ぜられる。
- (4) 塔 (caitya) や園林 (vihāra) や田畑 (kṣetra) など⁹⁶の事物 (artha) が断壊すること (viccheda) によって断ぜられる。
- (5) 寿も〔断壊することによって、断ぜられる〕。
- (6) 善根も断壊することによって、断ぜられる。

⁹⁷[172cd] 欲〔界〕繫の善は実に断根など (mūla-cchidādi) の三〔因〕によって〔断ぜられる〕。

また、欲界 (kāma-vācāra) の非色を自性とする (arūpa-svabhāva) 善は二縁によって捨せられる。善根を断ずること (kuśala-mūla-samuccheda) からと、色・無色界に生ずることから (rūpārūpya-dhātūpapattitaḥ) である。

⁹⁸[173ab] 対治〔道〕が生ずること (pratipakṣodaya) から、三界繫 (tridhātva-āpta) の染汚な (kliṣṭa) ものが捨せられる (vihiyate)。

p.136 しかして、非色を自性とする (arūpa-svabhāva) 一切の染〔法〕は、対治〔道〕が起こることから捨せられる (viihate)。この随煩惱の種類 (upakleśaprakāra) は、〔対治の〕断道 (prahāṇa-mārga) がある場合、これによって、この随伴するもの (saparivāra) も断ぜられる (parityajyate)。その他の〔方法〕によってではない。

さて、いかなる有情に不律儀があり、いかなる〔有情に〕律儀があるのか。そこで説かれる (apadiśyate)。

⁹⁹[173cd] 〔不律儀は〕欲〔界〕にはあるが、すべて二形は〔除く〕。色〔界〕においては、ただ〔律儀〕だけが、得せられるから (lābhataḥ) である。

実に欲〔界〕では、すべて黄門 (śaṇḍha)・半擇迦 (paṇḍaka) などを除き、また、クル洲を除いて〔不律儀〕があり、諸天にも律儀があるから、それ故、〔人・天の〕二趣 (gati-dvaya) に律儀・不律儀があるが、その他にはないと¹⁰⁰ [いわれている]。

j 経典所説の業

p.136/7 諸業について弁別した (karmādhikāra) から今、経典所説 (sūtroktoddiṣṭāna) の諸業の解釈 (nirdeśa) を私達はするであろう (kariṣyāmaḥ)。実に、経典に説かれている。「善・不善・無記の三業がある」。これら〔諸業〕のこの相 (lakṣaṇa) が〔次に〕説かれる (ucyate)。

¹⁰¹[174] 可愛の果を生ずる (iṣṭa-phalada) 業が善といわれる (udāhṛta)。反対の (viparyayeṇa) あるものが不善で、それ以外が無記である。

実に〔善業は〕、可愛〔の果〕を異熟し (iṣṭa-vipāka) 涅槃を得し (nirvāṇa-prāpaka¹⁰²) しばらくの間でも〔あるいは〕、永い (atyantam) 間、苦を救う (duḥkha-paritrāṇa) から、それが善 (kuśala) である。以下の語源解釈 (nirukti) もある。〔善業は〕、欠点のない (niravadya) 天・人の女性の姿を完成する (deva-manuṣya-stri-rūpa-nirvartana) ことさえできるから、熟練した絵師が、〔その〕特徴を完成するような (śikṣita-citrakara-rūpa-nirvartanavat) ものである。善 (kuśala) とは、善の如きものということで、これは、〔不善と〕比較して (aupamika)、言葉が建立されている (śabda-niveśa)。たとえば熟練した (śikṣita) 人が手を傷つけず (akṣatahastā) 草 (kuśa) を薙る (lunāti) 場合、その〔人〕が善い (kuśala) 〔人〕であると語源解釈される (nirucyate) ように、是の如く (tadvat)、

善い〔人〕は、いかなる作業（kriyā）も手を抜かずに（avikṛta）完成する（saṃpādayat）と^{p.137}いわれる。「〔これと〕反対にあるのが不善である」というのは〔吉瑞の〕ラクダ（uṣṭra）と〔凶瑞の〕梟（ulūka）のようなものである。「それ以外が無記である」とは〔善・不善の〕二つの異熟を成就しない（ubhaya-vipākānirvartana）からである。

その他にも、三業が説かれている。福（puṇya）と非福（apuṇya）と不動（ānejya）とである。このうち、まず、

¹⁰³[175] 最初の欲〔界〕繫（kāmapta）の〔善〕が福であり、非福は不善を自性とする（aśubhātmaka）。上地（ūrdhva-bhūmika）の〔善〕は不動である。異熟が動かない（pratyanejana）からである。

実に、欲〔界〕繫の善業が福で、不善〔業〕が非福であるといわれる。上地は不動（ānejya）である。それ故、上二界では、善（śubha）業が不動であるといわれる。なぜまた、これが、不動といわれるのか。「異熟が動かないからである」。なぜならば、欲〔界〕繫の業は異熟が^{p.138}それぞれ（prati）動く（kampate）という『塩喩経（Lavaṇopama-sūtra）』¹⁰⁴の全ての言葉（nyāyena）〔に一致する〕からである¹⁰⁵。どうしてか。確定していない（avyavasthāna）からである。なぜならば、他の趣の（anya-gatika）〔業〕も他の趣において異熟する（vipacyate）からである。それ故、他の衆の（naikāyika）〔業〕が、他の天衆（deva-nikāya）において〔異熟するだろうし〕、実に、形量（pramāṇa）・力（bala）・色（varṇa）・¹⁰⁶楽（sukha）・財位（bhoga）などを感じずべき（saṃvartaniya）業が、諸天において異熟する（vipacyeta）場合、まさにあるときには、他の縁の力によって（anya-pratyaya-vaśāt）人・畜生（tiriyak）・餓鬼（preta）において、異熟する〔こともある〕。¹⁰⁷この業生の法則（karmajāti-codanā）は世尊によって、意図された（vivakṣita）ものであるが、実体の法則（dravya-codanā）ではないと〔いわれている〕。

ここにおいて、彼は言った（āha）。世尊は「尋ね（vitarkita）伺う（vicārita）ところでは、動く（iñjita）ことがあると聖者たちは言った云々」と説かれているのであるから、〔下〕三静慮は動く（señjita）ものではないのか¹⁰⁸。これら〔三静慮〕に、三昧の災患（samādhy-apakṣāla）があることは、密意によって（sandhāya）¹⁰⁹是の如く説かれたのである。しかしながらまた、不動の異熟を感じ（ānejya-sampreya-gamini）得すること（pratipad）を説明して（ārabhya）これらは不動（ānejya）であると『不動経（Ānejya-sūtra）』に説かれている。

k 三受業

^{p.139} また「順楽受（sukhavedaniya）、順苦受（duḥkha-vedaniya）、順不苦不楽受

(aduhkḥāsukhavedaniya)」という他の三業が説かれる。ここにおいて、

¹¹⁰[176] 順樂受 (sukhavedya) は第四 (turiyaka) 静慮よりも内 (arvañc) の善 (śubha) 業である。しかし順苦受 (duḥkha-vedya) は悪 (pāpaka) で、これら以外が順捨受 (upekṣā-vedya) である。

ここにおいて、第三静慮に至るまでの善 (śubha) 業が順樂受であると説かれる (ucyate)。実にこれらの地は樂を感受する (vedanā) からである。それ故、第四静慮以上 (prabhṛti) は、順捨受であると説かれる。しかして不善業が、順苦受であると説かれている (ucyate)。

また受 (vedanā) とは異熟 (vipāka) であるのか。そうではないと彼は言った (āha)。この説明 (nirdeśa) が最っとも勝れている (prādhānika)。なぜならば四蘊を有する資糧 (sacatu-skandha-sambhāra) が樂であるということの意味している (abhipreta) からである。しかしながら、譬喩者 (Dārṣṭāntika) たちは「樂は受であり、異熟と思 (cetanā) とは業である」[という]¹¹¹。しかして、アビダルマ論師 (Ābhidhārmika) は「五蘊が異熟因 (vipāka-hetu) でまた五蘊は異熟 [果] である」¹¹²と [いう]。

どうしてまた業は、受を自性としていない (a-vedanā-svabhāva) のに順樂受と説かれるのか。樂受によって利益された (hita) ものが順樂受であり、或いはこの [受] に対して樂受の異熟があることであると [いわれている]。

また順不苦不樂受は、第四静慮より下にはないのか。実にはないわけではない。その場合どうしてか。

¹¹³[177] 中間の [順不苦不樂受] 業は [第四静慮より] 下にもあるし、最後の静慮によっても [ある]。槃涅槃する (nirvṛti) からであり、三 [業] が同時に異熟することを許す (yugap-at-trivipākeṣṭi) からであり、中間定の異熟があるから (dhyānāntara-vipākataḥ) である。

^{p.140} 順不苦不樂受業は、実に第四禪より下の第三・第二・初禪にもある¹¹⁴。般涅槃する (parinirvṛta) 場合、捨 (upekṣā) に安住した (sthita) 人が、般涅槃する (parinirvāti)¹¹⁵ [からであり]、次にまた「三 [業] が同時に異熟することを許すから」とは、実に「三業の非前非後 (apūrvācarama) の異熟 (vipāka) が熟するであろう (vipacyeta)。すなわち、順樂受の色と、順苦受の心心所法と、順不苦不樂受の心不相応とである」と [説かれているからである]。この故に下に (adhastāt) にも、順不苦不樂受の業がある¹¹⁶。次にまた、「中間定の異熟があるから」とは、実に、中間定には捨 (upekṣā) 以外の (antareṇa) 他の異熟の受

(vedanā) は熟さない (vipacyate)。そこでは、楽と苦とは、存在しないからである¹¹⁷。

1 四受業

p.140/9 ¹¹⁸[178ab] また、順現〔法〕受の分類から (dr̥ṣṭa-vedyādi-bhedataḥ) 四種の業がある。

p.141 従ってこの業は、細説すれば (samāsataḥ) 二種類ある。順決定受 (niyata-vedaniya) と、順不定受 (aniyata-vedaniya) とである。この中、この順決定受は、三種である。順現法受 (dr̥ṣṭa-dharma-vedaniya) と、順次生受 (upapadya-vedaniya) と、順後次受 (apara-paryāya-vedaniya) とである。以上のこの三種の業が順決定受である。順不定受は第四である。

ここにおいて、順現法受とは、この生 (janman) に作したる〔業を〕この〔生〕においてのみ異熟するのである。順次生受とは第二生において〔異熟するもので〕、順後次受とはこの〔第二生〕より後に〔異熟するものである〕¹¹⁹。

それ故、また四種類の業から、どのようにして、生が引かれ (ākṣipyate) るのか。

¹²⁰[178cd] 〔順〕現法〔受〕の説 (dr̥ṣṭa-dharmāhvaya) を除いて (r̥te)、生 (janman) は、三種の〔業〕によって引かれる (ākṣepa)。

なぜならば、順現法受の業によっては、衆同分 (nikāya-sabhāga) は、引かれない (ākṣipyate) からである。

さて、いずれの界あるいはどの趣で、どの種類の業が引かれるのか。

¹²¹[179] 地獄 (naraka) を除いて (r̥te) すべてにおいて、四種を引く (ākṣepa)。その〔地獄〕では、好ましい果 (iṣṭaphala) がないからであるし、善 (śubha) が熟さないからである。

実に、三界すべてと、¹²²五趣すべてにおいて、善・不善の四種の業を引く (ākṣepa)。地獄は除く (varjitvā)。なぜならば、地獄では、善の順現法受は引かれないからである。そこでは、好ましい異熟はないから、その他の三種が引かれる。

また次に、

p.142 ¹²³[180] 離染 (virakta) の異生 (pṛthag-jana) は、そこにおいて、順生受を作らない (notpadya-vedya-kṛt)。堅 (sthira) 〔すなわち不退〕の聖者は、後も作ら

(aparakṛt) ず、有と根本 (bhava-mūla) とから退する (cala)。

実に、ある地 (bhūmi) より、離染した異生は堅 (sthira) であり、不退法者 (aparihāṇa-dharman) であり、彼はそこにおいて、順次生受 (upapadyavedya) 業を引かずに、他の三種を作る。しかしながら、聖者 (ārya-pudgala) で、離染なるものであり退法者 (parihāṇa-dharman) でないものは、ここにおいて順生受と順後業を作らない。なぜならばこの〔異生の不退者は〕更に〔次生に〕生ずべきことはないが、この地より下に (adhas) 生ずること (āyātum) がある。しかしながら、欲界と有頂 (bhavāgra) とに生じた人は、そこで不定〔業〕と順現法受〔業〕とを作るであろう。しかし、退法の聖者も、欲界において、或いは有頂から離染した者は、これら二つの順生と順後受 (upapadyāparaparyāya-vedaniya) の業¹²⁴を作るべきことはない (abhavya)。どうしてか、なぜならば彼は果からも退するからである。果を退した (phala-parihīṇa) ものには命終 (kāla-kriyā) はないからであると〔いわれている〕。

さて、中有のもの (antarābhāvika) は、業を引く (ākṣipati) のか、引かないのか。引くと彼は言った (āha)。

^{p.143} ここにおいて、欲〔界〕繫 (kāṃāvacara) の中有 (antarābhava) は、二十二種の業を引く。五の胎の位 (garbhāvastha) で、すなわち、カララ (kalala)、アルブダ (arbuda)、ガナ (ghana)、ペーシー (peśi)、プラシャーカ (praśākha) の位 (avasthā) である。生れてからの五位 (jātāvasthā) とは、すなわち嬰兒 (bālya)、童子 (kaumāra)、少年 (yuva)、中年 (madhyama)、老年 (sthavira) の位である。これらは実に定・不定の区別によって、二十〔種の業〕を引く。一つの同分である (eka-nikāyatva) からである。それ故、実に中有の受ける業が説かれぬのは、順生受〔業〕によって、この〔中有の受ける業が〕引かれるからである。

また定業とは、どのようなものか、あるいは不定〔業〕とは〔どういうものか〕。

¹²⁵ [181] 烈しい凶悪な心 (ārtta-raudra-citta) によって、業が常に (abhikṣṇam) なされる (niṣevyate) ものと、良き田 (sat-kṣetra) において作されるものとは、果が彼に決定する (niyamyate)。

- (1) もし凶悪 (randra) であって、烈しい煩惱 (tivrakleṣa) に随順した (anugata) 心によって、業がなされ、〔あるいは〕
- (2) 殷重の信からの水が灌がれた (ghana-śraddhā-salilābhyukṣita) 〔心に〕によって、〔業が〕なされ、また、

(3) 弱い (mr̥du) [心で] あっても、常に (abhikṣṇam) なされ (niṣevyate)、ある功德ある (guṇavat) 田 (kṣetra)¹²⁶においてなされるならば¹²⁷、善不善の果が、かの業には決定する。

さて順現法受業とは、いかなるものであるかが説かれる (ucyate)。

¹²⁸[182] 特殊な田と意楽 (kṣetrāśaya-viśeṣa) から、直ちに (sadyaḥ) 果が異熟する (vipacyate)。

滅から出るもの (nirodha-vyutthita) などにおいて、直ちに、死の果 (kāla-phala-kriyā) がある。

ここにおいて、「特殊な田から」というのは、『ダークシャ本生』(Dākṣajāataka)¹²⁹などにおけるものようにである。「特殊な意楽から」というのは、バカラータ¹³⁰が目を失う (akṣa-nirmocana) などにおけるようなものである。

p.144 また、現法において、異熟 (vipāka) が熟する (vipacyate) 場合、いかなる田 (kṣetra) において、この特殊な (viśiṣṭa) [果] があるのか。まず、仏陀を上首とする (buddha-pramukha) 比丘僧伽 (bhikṣu-saṃgha) である。

「滅などから出るときに直ちに死の果がある」というのは、五〔種〕の人において〔このようなことが〕ある。すなわち、滅尽定 (nirodha-samāpatti) と無諍 (araṇā) と、慈〔定〕 (maitri) と、見道 (darśana-mārga) と阿羅漢果 (arhat-phala) から出たる (vyutthita) ものにおいて、利益と損害 (kārāpakāra) の順現法受の果があり、

- (1) 実に滅尽から出たものは、最上の (para) 寂靜 (sānti) を得する (labhate)。涅槃に似た法を領受する (nirvāṇa-sadr̥śa-dhamānubhavana) からである。
- (2) 無諍〔定〕から出たものにも、無量の有情を利益する意楽が随逐する (apramāṇa-sattva-hitādhyāśaya-pravṛtta)¹³¹相續 (santati) が生ずる (vartate)。
- (3) 是の如く〔慈定〕より出たものにもあり、
- (4) 預流 (srotāpanna) も、無垢智を得ず (nirmala-jñāna-lābha) から、
- (5) 阿羅漢も一切の煩惱を断することから、無垢 (nirmala) たることが生ずる (vartante)。

善・不善の業の異熟が決定しているものにとっては、この地 (bhūmi) は、永く離染している (atyanta-vairāgya) から、その業は、現法において異熟すると〔いわれる〕。このことから、

[183a] その地において再生しない (tad-bhūmy-apunar-utpatti) から、

順現法受に撰せられる (saṃgrhita)。またこれは、どのようであるか。

¹³²[183b] それは異熟が決定している。

それは、その業の異熟が決定していると見るべきである。

[183c] その現〔法の〕果が、知られるからである (vidyāt)。

現法において実にこの異熟は熟す。またそれは何か。

[183d] 〔現法〕受業 (karmāda) は、すでに満たされている (paripūraka)。

〔他の異熟果を〕引かないからであると〔いわれる〕。

実に異熟は、最勝の受 (vedanā-pradhāna) であるから、以下のことが思忖される (vicāryate)。業のうち、心 (caitasiki) 受 (vedanā) のみが異熟である場合、身〔受〕は〔異熟〕ではないのだろうか。身〔受〕が〔異熟で〕あるならば、心〔受〕は、そうではないのだろうか、彼は言った (āha)。

p.145 ¹³³[184] 善の無伺 (avicāra) の〔業〕には、心受のみがある。

しかし、苦受の業には、身〔受〕の異熟が許される (iṣṭa)。

実に、善にして無伺 (avicāra)¹³⁴の業は、中間定を始めとして (prabhṛti) 有頂までである。この無伺の善業には、心受の異熟がある。なぜ、身受はないのか。この〔身受〕は必ず有尋有伺であるからである。¹³⁵「しかし、不浄には身〔受〕がある」。すなわち、苦受には、身受の異熟がある。なぜ、心〔受〕はないのか。なぜならば、憂 (daurmanasya) の心所は、異熟ではないからである。

¹³⁶その場合、業力に従って (karma-vaśāt)、有情達に心狂 (citta-kṣepa) があるとき、それ〔心狂〕と相応する (tat-saṃprayukta) 受は、どうして異熟 (vipāka) ではないのか。なぜならば、そこには業の異熟がないからである。それならば、どういうことか。〔四〕大種の錯乱 (prakopa) が〔心狂の〕異熟である、それ故、これより生じた (taj-jāta) 心が、異熟という言葉 (vipāka-śabda) によって説かれる (upacaryate)。

m 四種の業

p.145/11 更に、四種の業が説かれている (ukta)。「黒 (kṛṣṇa) 業にして、黒の異熟があるものがあり、白 (śukla) [業] にして、白の異熟があるものがあり、黒白業で、黒白の異熟があるものがあり、非黒・非白の業にして、異熟なく、業の尽きること (kṣaya) によって生ずる (saṃvartate) ものがある」と。ここにおいて、

p.146 ¹³⁷[185] 不善 (aśubha) の異熟 (sapāka) が黒 (kṛṣṇa) で色 [界] 生の異熟 (sapāka) が白 (śita) である。欲 [界] には、善・不善の二種があり、無漏 (nir-mala) は、これを断ずることから生ずる (tat-prahāṇa-kṛt)。

実に、不善業は一向に (ekāntena) 黒である。〔なぜならば〕染汚である (kliṣṭatva) からである。異熟も黒である。心にかなっていない異熟 (amanojña-vipākatva) だからである。しかしながら、色 [界] 繋の善は一向に白 (śukla) である。不善を混雑していない (akuśalenāvyaṅkirṇatva) からである。異熟も白である。心にかなった異熟 (manojña-vipākatva) だからである。

なぜ、無色 [界] 繋 [の善は] 説かれぬのか。¹³⁸なぜならば、二種の異熟すなわち、中有 (antarā-bhavika) と生有 (upapatti-bhavika) がある所には、実に身・語・意業の三種に対し [異熟が] 説かれる [が、無色には、中有も身・語業もない] からであると [いわれている]。「欲 [界] 繋の白 [業] は、黒白 (kṛṣṇa-śukla)¹³⁹ である、不善が混雑している (vyavakirṇatva) からであり、異熟も黒白である、異熟も混雑しているからである¹⁴⁰」。その [黒白] は、相続によって (santānataḥ) 建立され (vyavasthāpita)、自性によって (svabhāvataḥ) ではない。なぜならば、是の如く、業あるいは異熟があつて、黒であつて、また白であるような種類 (jātiyaka) はないし、互いに矛盾する (anyonya-virodha) からである。そうであるならば、不善業も、善が混雑しているのだから黒白とはならないのか。不善が善と混雑する (vyavakiryate) ことは決してない。〔しかしながら〕欲界においてはこの [不善] 力が勝れているから善に混雑する。〔なぜならば善が〕力弱い (dur-balatva) からであると [いわれている]。無漏業は、これら三業を断じ (prahāṇa) 尽す (kṣaya) ために生ずる (saṃvartate)。実に、これは非黒 (akṛṣṇa) である。なぜならば不染汚であるからである。〔また無漏業は〕非白 (aśukla) である。〔なぜならば〕白の異熟がないからである。この非白という語は¹⁴¹、密意の説 (ābhiprāyika) である。しかして、世尊は『大空 [経]』 (Mahāśūnyatā) に、無学法を説明して (ārabhya)、^{p.147}「アーナンダよ。これらの法は一向に白であり一向に過失はない (anavadya)¹⁴²」と説かれる。『本論』 (Śāstra) にも「白法とは

何か。諸の善法と諸の無覆無記とである」と「説かれている」。異熟がない (avipāka) とは、界に墮さない (dhātv-apatitvatva) からであり、生起することと矛盾する (pravṛtti-virodha) からである。

また、すべての無漏 (anāsrava) 業は、すべてのこの三種の業を尽すこと (kṣaya) によって生ずる (saṃvartate) のか。そうではないと説かれている (ucyate)。その場合、どうするか。

¹⁴³[186] 四つの見道 (dṛk-patha) が見 (dṛṣṭi) においてあり、思が修道 (cetanā-bhāvanā-patha) にあるから、欲〔界〕において〔十二の〕諸の無間道 (ānantarya-patha) が、この黒業を断尽する (karmaitakṣṣṇa-nāśa-kṛt)。

[187] しかし、第九の思は、黒・非黒を滅する (kṣṣṇākṣṣṇa-ghātin)。

それぞれの静慮における最後の無間道に住する (ant' ānantarya-mārga-stha) 〔思〕は白 (sita) を〔滅する〕。

ここにおいて、見道において、まず四つの法智忍 (dharma-jñāna-kṣānti) と、〔修道において〕欲〔界〕の染を離れた (kāma-vairāgya) 八無間道とにおいて、十二種の思は、黒業を断ずる (prahānakārin)。欲〔界〕の染を離れる第九無間道における思は黒白業を断ずる¹⁴⁴ (kṣṣṇa-śukla-karma-kṣaya-kārin)。しかし、それぞれの静慮における最後の (pāścima) 無間道においては、四種類の思が、白業を断ずる (apahantr)。

なぜ、最後の無間道だけによって善業が断ぜられ、その他によっては〔断ぜられ〕ないのか。なぜならばこの〔善業〕は自性断 (svabhāva-prahāṇa) ではなく、すでに断ぜられた (prahīṇa) ものも〔また〕現前する (saṃmukhi-bhāva) からである。その場合なぜかという、それを所縁とする煩惱が断ぜられる (tad-ālambana-kleśa-prahāṇa) から〔善業を断ずるといふけれども〕それを縁ずる (tad-ālambana)_{p.148}一つの煩惱の種類でもある限り、断 (prahāṇa) は得せられない。したがって、それ〔断〕はない (asat)。なぜならば、その〔善業〕は断ぜられ (prahīṇa) ても、捨せられ (vihīṇa) ないからである。それ故〔善業は断ぜられても〕現行する (samudācarati) と〔いわれている〕。以上のことを〔説き〕已った (gata)¹⁴⁵。

經典に説かれている「三悪行 (duścarita) がある。身悪行と語と意との悪行である。同様に善行もある¹⁴⁶」。これらの自性 (svabhāva) は何であるか。ここにおいて、まず、

¹⁴⁷[188ab] 身などの不善 (kāy 'ady-akuśala) 業は、すべて悪行であると、みなされる (mata)。

すべてというのは、加行・根本・後起を有する (sa-sāmantaka-maula-prṣṭha) [業] という意味である。

¹⁴⁸[188cd] 貪 (abhidhyā) などの三も、三種の意悪行 (mano-duścārīta-traya) である。

まさに、すべての不善の身業が、身悪行である。語と意との悪行も同様である。しかしながら、貪などの意悪行の自性は、業を自性としなない (akarma-svabhāva)。

「貪などは、まさに業の自性である」というのは、随順住分者達 (sthitibhāgiyah) である¹⁴⁹。これは〔正しく〕ない。業と煩惱とが同一であるという過失となるからである。随順住分者達は、実に釈種 (Śākya) であるが、犬の尾をもった者という第二の名がある (śva¹⁵⁰-lāṅgūlika-dvitiya-nāman)。彼らは実に貪などは、意業を自性とするものであると許す (icchanti)。彼らにとっては、^{p.149}業と煩惱とを、一緒に混合すること (karma-kleśaikatva-saṅkara) となってしまう。¹⁵¹俱舍論主 (Kośakāra) は「そこにはいかなる過失であろうか」というが、もしいかなる煩惱も業であるというならば、烏 (vāyasa) は、鶴 (sārasa) であるということもできよう。業と煩惱とが、究極の自性と力と作業と結果との区別に分類できる (atyanta-svabhāva-prabhāva-kriyā-phala-bheda-bhinna) にもかかわらず、同一であると見なされるならば、サーンキヤなどの学説も容認される (abhyupagata) であろう。

「も (api)」という言葉からは、また、そこには、経典に説かれている三種の諂曲 (vaṅka)、三種の過失 (doṣa)、濁穢 (kaṣāya) が引用される (ākṛṣyante)。これらにはまた、以下の相が順次に (yathākrameṇa) ある。¹⁵²諂より生じた (sāṭhyaja) 身業が身の諂曲 (kāya-vaṅka)^{p.150}であると説かれる。〔なぜならば〕、屈曲した種類 (kuṭilānvayatva) だからである。是の如く、諂より生じた (sāṭhyaja) 語・意業が、語と意との諂曲であると説かれる。また瞋より生じた (dveṣaja) もの、それが三種の過失であると説明される (ākhyāyante)。なぜならば、心の過失の種類 (citta-pradoṣānvayatva) だからである。貪より生じた (rāgaja) 身業がまた身の濁穢 (kāya-kaṣāya) であると説かれる。なぜならば染を自性とする (rañjanātmakatva) からである。同様に、語・意の濁穢が考えらるべき (draṣṭavya) である。また、これら善の身・語・意業の三は妙行 (su-carita) であると理解さるべき (boddhavya) である。これら三種はまさに、清浄 (śauceya) であると説かれている (ukta) [からである]。

n 三牟尼

^{p.150/7}無学の相統 (aśaikṣa-santāna) において三牟尼 (mauneya) が説かれる。この〔無学の

相続]において、身妙行が身牟尼で、語妙行が、語牟尼であるけれども、邪分別を断ずる (mithyā-saṃkalpoparama) から、意だけが [牟尼] であると説明される。なぜならば、[意が] その [邪分別] を断ずるから、身・語の [衆悪の] 断が説かれる (kāya-vāg-jalpoparama) のである¹⁵³。牟尼 (muni) というのは、それが牟尼に属する (mauneya) からであるという語源解釈 (nirukti) が [成り立つ]。p.151 どうしてまた阿羅漢によって牟尼があるのか。彼の [阿羅漢] には勝義としての牟尼がある (paramārtha-munitva) からである。彼の [阿羅漢] は、すべての煩惱の喧諍を断じている (sarva-kleśa-jalpoparama) から、牟尼と説かれる。

またこの牟尼と清浄との説 (mauneya-śauceya-deśanā) は、邪牟尼と [邪] 清浄に専念していること (mithyā-mauna-śaucābhiyukta) に関して (adhikṛtya) 説かれた (deśita) もので、それ故、これは牟尼と清浄とともに説かれるのである。

¹⁵⁴[189] それゆえこの¹⁵⁵無貪 (anabhidhyā) などは善 (śubha) であり、三妙行 (sucarita-traya) は前に説かれた。十の善・不善の道がこの二つの根本の業である。

また、この妙行・悪行となづける二つは根本であり、加行と後起を除いた (prayoga-prṣṭha-varjya) 十が善・不善の業道である。

ここにおいて、身妙行の一分 (pradeśa) は、加行¹⁵⁶と後起と名づけ、飲酒などを離れることや布施供養など (madyādi-virati-dāneijādika) である。語妙行の [一分] は、愛語など (priya-vacanādika) であり、意妙行の [一分] は善思 (śubhā cetanā) であり、[これらの一分は業道とは名づけない]。

身悪行の [一分] も、他人の生命 (jivita)・財産 (bhoga)・妻 (dārā) をとる加行と後起と名づける (apahāra-prayoga-prṣṭhakhyā) ものである。意悪行の [一分] も不善業……¹⁵⁷でこれらは、非常に粗く (aty-audārikatva) はないからである。

しかしながら、殺生 (prāṇatipāta)・不与取 (adattādāna)・欲邪行 (kāma-mithyā-cāra) を、遠離すると名づける (viraty-ākhyā) 根本が善の業道で、これは粗いこと (audārika) によって、最大の利益となる。[なぜならば]、結果となる (mahānuśamsa-tama-phalatva) からである。しかして、他の生命・財産・他人の妻 (paradāra) をとる身の運動 (apahāra-kāya-parispanda) がそれが根本であり、また、それが、不善業道である。同様にその他の不律儀も考えらるべき (draṣṭavya) であると [いわれている]。

『アビダルマディーパの輝しい註釈』のうち、第四章第二節。

第四章

第三節

a 表・無表の自性と十業道

p.152 さて、以下のことが説かれるべきである、これら十業道はその中、どれ程に表〔業〕の自性があり、どれ程に〔表・無表の〕二つの自性があるのか。

ここにおいてまず不善には、

¹⁵⁸[190ab] これら六の無表は〔他に〕作さしめる (kārita) が、ただ一つだけは二つの自体 (dvy-ātmaka) がある。

ここにおいて、殺生 (prāṇatipāta)・不与取 (adattādāna)・虚誑語 (mr̥ṣāvāda)・離間語 (paiśunya)¹⁵⁹・粗悪語 (pāruṣya)・雑穢語 (saṃbhinna-pralāpa) があり、これらには決して、表の自性はない。他の人が、〔代って〕なす場合には、〔自分に〕根本の表〔業〕はない (mauli-vijñāpty-abhāva) からである。しかしながら、欲邪行には常に二つの自性がある。この〔欲邪行は〕他の人が〔することは〕できないからである。これも「六は〔自からも〕作す」とは、自から (svayam) 殺生などの六業道をなすとき、二つの自性がある、表・無表の自性があるからである。

また、諸の善には、

¹⁶⁰[190cd] これら七つの善 (śubha) は二種であり、定より生じた (samāhita) ものは一種であると知られる。

実に、七つの有色の善業道は二種である。受得より生じた戒 (samādāna-sīla)¹⁶¹は表に依る (vijñāpty-adhīnatva) からである。しかして静慮と無漏との律儀に撰せられるものは、ただ無表の自性 (avijñāpty-svabhāva) だけである。定より生じたものには、表〔業の自性〕はない (vipñāpty-abhāva) からである。

b 加行・後起と表・無表

p.152/15 ¹⁶²[191ab] 加行 (sāmantā) には、無表はあるけれども、後起においては、それ〔無表〕は反対に (viparyaya) 〔ない〕。

p.153 加行 (sāmantaka) は実に、猛利の (tivra) 纏 (paryavasthāna) によって加行 (prayoga) を起す (ārabhata) とき、あるいは殷重 (ghanarasa) の信 (prasāda) によって〔起す〕とき、〔表・無表の〕二つの自性がある。弱小の〔纏・信〕によって〔起す〕ときは表だけがある。しかし反対に (viparyayena)、後起においては、必ず無表がある。もしまた業道をなして、更にそこにおいて〔後時にその業を〕随い起す (anuceṣṭate) ならば、表もあるであろうと〔いわれている〕。しかし、強く (tivra) 打って (prahāra) 生命を奪う (vyaparopayati) とき、その表〔業〕とその刹那の無表〔業〕が、根本業道である。なぜならば、二つの縁 (kāraṇa) から、殺生罪 (prāṇātipātāvadya) が経験される (sprṣyate) からである。加行からと、結果を達成することから (phala-paripūrita) である。それより後 (ūrdhvam) の刹那の無表が後起 (prṣṭhi) である。乃至、殺した (hata) 羊 (paśu) を割き (kuṣṇāti)¹⁶³、清め (śodhayati)、売り (vikrīṇāti)、焼き (pacati)、食べ (khādati)、〔そのうまさを〕述べる (kirtayati) とき、もしこの〔根本業道〕に対するならば、〔これら〕諸の表業の刹那も後起である。同様に、その他の〔六業道〕においても、それぞれ応ずる所に随って考えらるべき (yojya) である。

貪 (abhidhya) などには、加行もなく、後起もない。〔これらは〕現前することだけ (sam mukhi-bhāva-mātra) から業道がある¹⁶⁴。

世尊は經典に説いている。「比丘よ、殺生には三種ある。貪よりは生じた (lobhaja) ものと、瞋より生じた (dveṣaja) ものと、痴より生じた (mohaja) ものとであり、乃至邪見にも¹⁶⁵」と。ここにおいて、これら業道は、どのような貪と関連している (niṣṭhā) のか。いかなる瞋、いかなる痴と〔関連しているのか〕。すべてのものにも、

¹⁶⁶[191c] しかして、加行は、三根によって起る (uttha)。

p.154 加行は、これら三不善根より生ずる、ここにおいて、貪より生じた殺生とは、身の一部〔の皮・肉などを得る〕ため (sarirāvayavārtha)、獵師 (mṛga-lubdha)・屠羊者 (aurabhrika)・漁夫 (mātsika)・捕鳥者 (śākunika)¹⁶⁷などが〔殺生を行うことである〕。瞋より生じた〔殺生〕とは、同様に怨に報いるため (vaira-niryātanārtha)〔殺生を行うことで〕、痴より生じた〔殺生〕とは諸の能祠者 (yājñika) たちが法の信仰 (dharma-buddhi) によって〔いけにえを殺し〕、諸王が、法の誦者 (dharma-pāṭhaka) として権威 (prāmānya) によって害する (hiṃsatām) ように、また、ペルシャ人 (Pārasika) などが、法の信仰 (dharma-buddhi) によって、父母を殺害する (abhighnatām) ように。

貪より生ずる不与取とは、これ〔不与取〕を遂行する者 (arthin) がそれを盗む (harati) ことである。瞋より生じた〔不与取〕とは、怨に報いるために (vaira-niryātanārtha)〔盗む

ことで、痴より生じた〔不与取〕とは、諸の王が、法の誦者としての権威 (dharma-pāṭhaka-prāmāṇya) から悪人の〔財を〕奪う意味 (duṣṭa-nigrahārtha) である。たとえば、諸の悪いバラモンが言った。「すべてこれは、〔劫初のとき〕創造主 (Prajāpati) が、バラモン達に与えたもので、バラモン達が力衰えたこと (daurbalya) から、凡人 (vṛṣala) 達が受用している (paribhuñjante)。この故に奪った (apahara) ものを、バラモンが自から、奪い返し (ādatte)、しかも自ら庫 (koṣṭha) に着し (vaste)、自ら〔他に〕与え (dadāti) [ても罪にならない]¹⁶⁸と。

貪より生じた欲邪行とは、他人の妻などにおいて、彼女に染著すること (tat-saṃ-rāga) から、非梵行 (abrahma-carya) があることで、瞋から生じた〔欲邪行〕とは、怨に報いるために〔欲邪行があることで〕、痴より生じた〔欲邪行〕とは、ペルシア人 (Pārasika) たちが母などと性交すること (mātr 'ādi-gamana) であり、牛祭 (gosava) の祭式 (yajña) のときに、祭式者 (upahr) が、水を吸い (cūṣayati)、草 (trṇa) をかみ (chinatti)、母や姉妹 (upasvasṛ) や、親戚のもの (upa-sagotra) に肉欲的に近づく (upaiti) ようなものである。

虚誑語 (mr̥ṣāvāda) などが、貪より生じ、瞋より生ずるのは前に述べた如くである。痴から生じた虚誑語は、以下に述べられた如くである (yathāha)。

「冗談と結びついた (narma-yukta) 虚言 (anṛta) は、害す (hinasti) ことはない。女性においても〔害さ〕ないし、婚姻のときに (vivāha-kāla) も、王よ、〔害さ〕ない。」

p.155 生命に対する危険 (prāṇātyaya) [が及んだ] 場合、すべての殺害と強奪 (sarva-ghanāpahāra) においては、五つの虚言は罪がない (apātaka) といった (āhur)¹⁶⁹と。

しかして、『ヴェーダ』などの邪論のたわ言 (Ved 'ādy-asac-chāstra-pralāpa) は、邪見によって転じ (mithyā-dr̥ṣṭi-pravartita)、痴より生じた離間語 (paiśūnya) などである。

¹⁷⁰[191d] [無明などは、三根より生ずる]。

しかして、無明などは、貪から無間に現われる (anantara-saṃbhūtatva) から、三根より生ずるのである。

以上、不善業道を説き已った。

¹⁷¹[192ab] [諸善の加行・後起は三善根より生ずる]。

しかして、諸善の加行と後起は、三根より生ずる (tri-mūlottha)。これら〔諸善の加行・後起〕は、善心の等起 (samutthitatva) であるからであり、そこには、これら〔三種の善根〕

があるからである。

また、これら業道は、如何なるものによって完成 (samāpti) するのか。
そこで以下のことが説明される。

¹⁷²[192cd] 殺生 (vadha)・粗語 (pāruṣya)・瞋恚 (vyāpatti) は瞋 (dveṣa) によって
究竟する (samāpana)。

殺生 (prāṇātipāta)・粗語・瞋恚 (vyāpāda) は、実に瞋と関連する (niṣṭha)。顧みる所
のない (parityāga) 粗悪心 (paruṣa-citta) が現前する〔とき、これら三を成ずる〕からで
ある。

¹⁷³[193ab] 盗み (steṣya)・他の女 (aṅganā) を望むこと (āyati)、熱愛すること
(abhidhyāya) は、貪りから (lobhataḥ) [起る]。

^{p.156} 不与取と、他人の女性と性交すること (para-stri-gamana) と熱愛 (abhidhyā) とは貪
(lobha) に基づいている (niṣṭha)。

[193c] しかし、邪は、痴 (moha) [に基づいている]。

実に邪見は痴によって現前 (samāpti) する。上品 (adhimātra) の痴と言われる
(mūḍhābhihita) ものは〔邪見〕を確立する (niṣṭhāpayati)。

¹⁷⁴[193d] それ故、その他は、三によると考えられる。

その他とは何か。虚誑語と離間〔語〕と、雑穢〔語〕とである。これらは、貪・瞋・痴の三
に基づいている。

c 悪業道の処

^{p.156/8} さて、これら四節 (kāṇḍa) [の悪業道] は何れの処 (adhiṣṭhāna) [に起る] のか。以
下のことが説かれる。

¹⁷⁵[194] さてこれら四種の処は、順次に有情 (prāṇin)・衆具 (bhoga)・名色
(nāmarūpa)・名 (nāma) であると知らるべきである。

ここにおいて、¹⁷⁶殺生 (vadha) などが〔起るの〕は有情処 (sattvādhiṣṭhāna) である。他人の女性と性交するなどは衆具処 (bhogādhiṣṭhāna) であり、邪見は名色処 (nāmarūpādhiṣṭhāna) であり、虚誑語などは名身処 (nāmakāyādhiṣṭhāna) である。

d 業道を成ずる相

^{p.156/13} どうしてまた、殺生を自ら作す (kurvat) 人に業道があるのか、乃至、どうして、邪見が〔業道となるの〕か。諸の業道の相が説かるべきである。

以下のことが、弁ぜられる (ārabhyate)。

¹⁷⁷[195ab] 殺生は、間違わず (abhrānti) 故思 (dhi-pūrva) に他を殺害すること (paramāraṇa) である。

もし、実に私がかれを殺すであろう (haniṣyāmi) 〔と考えて〕、私は殺す (hanmi) 場合、故思 (saṃcinti) によって、他の生命と間違わずに心して (abhrānta-citta) ^{p.157} 殺す (vyaparopayati)。是の如くして殺生〔業道〕がある。息 (prāṇa) あるいは風 (vāyu) は、身心を所依として (kāya-citt'āsrita) 転ずる (vartate)。これを断ずる (atipātayati) から殺生 (prāṇatipāta) という。

〔しかし経量部の主張からみれば〕そういうことはない〔ことになる。なぜならば〕不可能 (anupapatti) だからである。実に諸行 (saṃskāra) には滅が随逐しており (vināśānuṣakta)、刹那滅 (pratiksāṇa-vinaśvara) であると認められる (abhyupagamyante) 〔からである〕。これら是の如き (itthaṃ-bhūta) 〔諸行に〕住 (stṛhiti) の力 (śakti) ・〔住の〕作業 (kriyā) がなく、個別の我がなく、違いがない (nirātmakatvāviśeṣa) のだから、未来の〔結果となる〕等・不等の種類 (tulyātulya-jātiya) については、いかなる殺害者 (hantr) がいかなる〔業果を〕取得する (āpadyate) ことができるのか。

ここにおいて、経量部は反駁 (parihāra) して言った (āhuḥ)。〔すなわち〕そうではない。光りが滅し (pradipa-nirvāpana)、鈴の音が消えるように、この〔殺生業道〕は成立する (ghaṇṭa-śabda-nirodhavat-tat-siddhi) からである¹⁷⁸。

〔ディーパ論主〕そうではない。〔光りや鈴の音が再び生ずる場合は以前と〕同じ (samānatva) だからである。しかしてここにおいて〔犢子部からみれば〕この反駁 (parihāra) がある。殺人者 (hantr) が因の機能を阻害する (hetu-sāmārthyopaghāta-karaṇa) とし、未来の諸行〔を起こす〕力と作業を得するはずの運命をも阻害する (anāgata-saṃskāra-śakti-kriyādhāna-vidhāna-vighna-karaṇa) から、殺生が成り立つ

(prānātipātopapatti)。しかし、この生命は誰に属するのか。〔この生命は〕この〔因の機能を阻害すること〕によって、奪われる (vijoḥyate) のか、或いは、これらの息 (prāṇa) が〔奪われる〕のかと。ブドガラが成り立つ (prasiddha)^{p.158}から、彼はこうであり、是の如くの名であり、是の如くの種姓であると云々〔といえるのだと主張するだろう〕。

意図せずに (abuddhi-pūrva) 殺生 (prāṇivadha) しても、作者には罪 (adharma) がある。たとえば、火に触れ (agni-sparśa) ただけでも、焼害 (dāha) があるとジャイナ教徒 (Nagnāta) 達は知っている。他人の妻を見、触れたときにも、彼には、この過失 (prasaṅga) がある。喜んだり、あるいは怒ったアージーヴィカ (tuṣṭa-ruṣṭa-Nagnāta)・野蛮人・裸行者が髪を抜く (Vāhrika-nirgrantha-śiro-luñcana) ときにも〔この過失がある〕。

^{p.159} 意図して (buddhi-pūrva) 殺生をして (prāṇi-vadha) も、無罪 (dharma) となることもあると、祭式者 (Yājñika) 達はいう。どうしてか。毒を飲むように (viṣa-bhakṣaṇa-vat)。たとえば、呪文をともなった (mantra-pūrva) ある毒を飲むことは、利益 (hita) のためであり、ある呪文をともならない〔毒〕は不利益のためであるように〔と知っている〕。

〔ディーパ論主〕そういうことはない。首を繰り返し、刀で攻撃すること (galāmreḍana-śāstra-nipāta) 以外に (antareṇa)、呪文だけ (mantra-mātraka) で〔屠殺する〕機能が屠殺者にあるとは考えられない (paśuvadha-sāmarthyādarśana) からである。小麦粉で作った山羊を供物とすることだけ (piṣṭa-maya-cchāgāhuti-mātra) で屠殺者などの祭の法が成り立つことはありえない (paśuvadhādi-yajña-dharmotpatty-asāmarthyā) からである。また次に、毒 (viṣa) には、殺害と生存との二つの力〔の中、一方を決定する〕機能が認められる (māraṇa-jivita-śakti-dvaya-sāmarthyā-darśana) からである。ここにおいて、ある呪文を伴った〔毒〕は〔ひとを〕活かしめ (jivayati)、ある〔毒〕は不幸の死の前兆 (durgatāriṣṭa) があるときには、活かしめられない。ある呪文を伴わない〔毒〕でも、活かしめられることもあるし、ある〔呪文を伴わない毒でも〕活かしめられないことがある。〔なぜならば〕毒 ((bhukta) viṣa) 〔を食べてもすぐ〕注意されれば〔吐き出す〕こと (apekṣi- [ka] -tva) があるからである。また次に、シャバラなどの呪文 (śabarādimantra) によって、毒の殺害力を断じた (viṣa-māraṇa-śakty-upaghata) ときでも、罪を除去する力は見られない (pāpa-praṇāśana-śakty-adarśana) からである。また次に、〔たとえどのような条件から殺害されたにしてもこの〕殺生 (hiṃsā) は正しく (dharma) 〔この〕不殺生 (ahiṃsā) は正しくない (adharma) としても〔殺生という〕特性そのもの (svālakṣanya) を否定することはできない (aparityāga-bhūtatva) からである。ジュホーティなどの供儀法は正しいこと (dharma) を暗示している (juhoty-ādi-kriyā-vyaṅgya)^{p.160} 〔から、殺生とはならない〕というならば、そういうことはあり得ない。このようなことは成り立たない (tad-rūpāsiddhatva) からであるし、〔このような供儀法が正しい〕と証明することは不可能 (abhivyakty-anupapatti) だ

からである。未だかつてない〔供儀法の〕仕方だけ (kriyā-mātra) が〔特別に殺生とならないのである〕というならば、そういうことはない。〔たとえ特別な〕仕方によって〔殺されても生命が〕常住となることは不可能 (nityatvānupapatti) であるし、〔そのような〕語源解釈も不可能 (nirukty-anupapatti) だからである。

e 不与取の相

p.160/3 ¹⁷⁹[195cd] 棄捨せざるもの〔をとる〕(atyaktā) とは、他の財物をとること (anyadhanādāna) 〔あるいは〕与えられざるものをとること (adattādāna) であると説かれる。

間違えず (abhrānti) にという〔ことばが〕補われる (vartate)。もし力をもって盗もうとする故思 (bala-caurya-buddhi) 〔を起こすこと〕によって他のもの (para-dravya) を自分のものにする (svi-karoti) ならばと〔ということである〕¹⁸⁰。

f 欲邪行の相

p.160/5 ¹⁸¹[196ab] 他人の女と交わること (para-stri-gamana) が欲邪行 (kāma-mithyā-cāra) であると考え (vikalpavat)。

行ふべきでない性交 (agamyā-gamana) も実に欲邪行である。この〔欲邪行〕には、多くの種類の区別 (bahu-prakāra-vikalpa) がある。行ふべきでない母、或いは娘、或いは他人に属している〔妻妾〕に行い、或いは自己の〔妻妾〕であっても〔本来の性交する〕支分でない (an-aṅga) 所において、或いはふさわしくない場所 (adeśa) で行い、戒律を持っている (niyama-stha) 〔妻妾〕と行き、〔自分の妻妾と〕間違わず (abhrānti) に〔意識して他の女性と行うことである〕と説かれている¹⁸²。

g 虚誑語の相

p.160/9 ¹⁸³[196cd] 虚誑語 (mr̥ṣāvaca) とは、事柄を知っていて (artha-jñā) 害する意 (droha-buddhi) をもって、偽りをいうこと (anyathā-vāda) である。

¹⁸⁴虚誑語 (mr̥ṣā-vāda) とは実に話し手が聞き手の考えを予想 (vaktr-śrotr-buddhy-apekṣā) して〔偽りを言うこと〕である。もし〔ある〕事柄に関して、熟知している (abhijñā) 話し手があり、彼は、ある人を厭い (vigopya)、害する意でもって、別のことを言い (brūte)、聞き手が、そのまま信じる (avagacchati) ならば、そのとき、彼の〔話し手〕

には、虚誑語業道がある。

p.161 実に¹⁸⁵『マールキーマートリ経 (*Māhākīmāṭṭr-sūtra*)』などにこれら八種の非聖 (anārya) なる言 (vyavahāra) が説かれている (prokta)。八種の聖〔言〕とは、見ないものにおいて見ると言うのは、非聖の言であり、不聞 (aśruta)・不覚 (amata)・不知 (avijñāta) において、聞・覚・知されると言うこと (śruta-mata-vijñāta-vādita) は非聖の言である。また、見・覚・知されたものにおいて、見られないなどということは (adrṣṭādī-vādita) は非聖の言である。しかしながら、反対に (viparyayaṇa) 八種が聖なる言である。これらについて、また以下の特色 (lakṣaṇa) が説明される (vyākhyāyate)。

¹⁸⁶[197] 見によって、〔或いは〕聞 (śruti) などによって、〔或いは〕感覚器官 (akṣa) によって、〔或いは〕意によって、とらえられたものが、所見・所聞・所覚と順番に (yathākramam) 説かれる。

p.162 実に、眼によって見られた (ālocita) ものは、眼識と意識とによって領受され (anubhūta)、これが所見と説かれる。耳によって〔聞かれたもの〕は、耳と意との識によって領受され、これが所聞である。

鼻 (ghrāṇa)・舌 (jihvā)・身 (kāya) の三によって〔覚されたもの〕は、これらの識 (tad-vijñāna) と、意識とによって、領受され、これが所覚 (mata) と言われる¹⁸⁷。これらは〔それぞれに〕至境を把握する (prāpya-viṣaya-grāhitva) からであり、段食の対象を〔把握する〕 (kavaḍimkārahāra-viṣayatva) からである。ここにおいて、覚されたという語 (mata-śabda) は、認識されたというのと同義語であると説かれている (iṣṭa-paryāya-vācin)。また、意識によって領受されたものが、所知 (vijñāta) で、その〔意識によって領受されたもの〕を決心する (tad-adhyavasāya) ときに、確信を究竟する (niścaya-parisamāpti) からである。

以上の〔枝葉末節の議論が〕〔説き〕已った。まさに主題 (prakṛta) に戻ろう (anuvartatām)。

〔言語を発させずに〕身体によって異ったこと (anyathātva) を実施する (prāpayet) 人に、虚誑語があるだろうか。あるであろう。以下のことが説明される (apadiśyate)。身体によって、動 (parākrameta) かさなくとも、殺生罪 (prāṇātipātāvadya) に触れるであろう (sprṣyeta) か。〔触れ〕るであろう。〔なぜならば〕語 (vāc) によって〔殺生業が〕動くであろうからである。語によって動かさなくとも虚誑語罪 (mṛṣā-vādāvadya) に触れるであろうか。〔触れ〕るであろう。〔なぜならば〕身体とともに動く〔からである〕。身体と語とともに、動かなくとも、二つの罪に触れるであろうか。〔触れる〕であろう。〔なぜならば〕仙人 (rṣi)

達は意を憤ること (manaḥ-pradoṣa) によって〔殺生罪に触れるし〕、布薩〔のときに、罪ありながら、告白しないとき〕のように (poṣadha¹⁸⁸nidarśana)、そこでは〔虚誑語罪に触れると説かれているからである〕。

p.163 どうしてまた、欲〔界〕繋の業道は表なくして無表が相応することがあろう (yokṣyate) か。なぜならば、心の働き (citta-parispanda) がある場合、大種と、それらより生じた身体の動き (mahā-bhūta-tajja-kāya-parispanda) は必ずあるから、そのことから〔理解するように〕努力 (yatna) すべきである。

虚誑語を説き已った。

h 離間語の相

p.163/5 ¹⁸⁹[198a] 離間語 (paiṣunya) とは、分裂を生ずる言葉 (bheda-kṛdvākya) である。

実に、染心 (kliṣṭa-citta) によって、他を分裂させる (para-bheda) ために、間違えず (abhrānti) に言うこと (vacana) が、離間語であると説かれている (ucyate)。

¹⁹⁰[198b] しかしながら、粗悪語 (pāruṣya) は非愛 (apriya) である。

間違えずに、染心によって〔非愛の言葉を〕言うことが粗悪語であると〔説かれている〕。

p.164 ¹⁹¹[198cd] 染せられた〔語〕が、雑穢語 (saṃbhinna-lāpitva) である。他の人々は、歌や議論などのような (gīta-kathādi-va) ものであるという。

実にすべて、染汚なる語が雑穢語である。この徳性 (guṇa) が存在するから、事物 (dravya) において、語を立てること (śabda-niveśa) があり、この説明 (tad-abhidhāna¹⁹²) において、tva は tā となる¹⁹³。この徳性とは、何であるか。まさに雑穢語 (saṃbhinna-pralāpa) である。ある人にこの〔雑穢語〕があることが、雑穢語をもつ人 (saṃbhinna-pralāpin) である。この〔雑穢語者の〕存在が、〔ここでいう〕雑穢語 (saṃbhinna-pralāpitva) である。

他の人々は、またいう (bruvate)。この虚誑語などの三種の語以外の他の染汚なる詔佞語 (lapanā)¹⁹⁴・歌 (gīta)・舞踊 (nāṭya)・外道の論書 (tirtha-śāstra) など、すべてが雑穢語である。

i 貪・瞋・痴の業道

p.164/7 ¹⁹⁵ [199] 他の財 (parasva) を悪欲すること (asat-sprhā) が貪 (abhidhya) で、瞋 (vyāpāda) は有情を対象として (sattva-gocara) 憎むこと (vidveṣānā) であり、しかして辺見 (anta-drṣṭi¹⁹⁶) と [無因 (ahetuka) が] 邪見である。

まず、貪は敵対する (dviṣat) ものに対し、欲すること (sprhā) である。

「アゝ (aho bata)、他に属するものを自分のものにしたいなあ」とする。この対象に対する欲望 (viṣaya-prārthana) のうち、悪欲と名ける (viṣama-lobhākhyā) ものが貪であるといわれる。

実に、瞋はまた有情を見捨てようと考え (sattva-parityāga-buddhyā) たときに瞋 (pratigha) がある。

邪見も、因あるいは果、あるいは作業 (kriyā) あるいは有 (sat)、あるいは事物 (vastu) を、否定するもの (nāśayat) の見解 (drṣṭi) や意見 (mati) 云々は、邪見であると説かれている。

p.165 またこの究竟して、得せられた (prakarṣa-prāpta) 九品の邪見によって、九品の善根が断ぜられる (samucchidyante)。修所断の煩惱が断ぜられるように (bhāvanā-heya-kleśa-prahānavat)。

その場合、『[発智] 論』(Śāstra) に説かれている (ukta)。[すなわち] 「どのようなものが上品の (adhimātra) の不善根か。これら不善根によって善根を断ずるもので、離欲 (kāma-vairāgya) に至った (anuprapnuvat) ものが、最初に (tat-prathamataḥ) 除く (upalikhati) ものである¹⁹⁷」と。これは過失 (doṣa) ではない。[邪見は] 不善根によって引かれる (adhyāhṛtatva) からである。邪見は、ここだけにおいて、その業が説かれる (upacaryate)。たとえば、火がまさに村 (grāma) を [焼いた] のであるが、賊 (caura) 達がこの [火] を起し (adhyāhāraka) 焼いた (dagdha) [という] ように。

p.166 欲界生得 (upapatti-lambhika) [の善根は、不善根によって] 実に断ぜられる。なぜならば、諸の加行 (prayogika) [得の善根の] 前にすでに断じられている (parihīnatva) からである。

なぜならば、実に世尊が説かれている。「この人は善法も、不善法も具足する (samanvāgata)」と云々。ここにおいて、善法を具足した人は、等しく (aviśeṣeṇa) 二種によってである。すなわち加行 [得] と生得とによってである。この人の、これら諸の善法が減する (antar-dhāsyanti) とき、次第して断ぜられる (anupūrva-samuccheda) 場合には、加行 [得が断じられる。なぜならば] 前にこれらを断じている (tad-vihāni) からである。この

〔人〕には随俱行の (aṇu-sahagata)¹⁹⁸ 不断の (anupacchinna) 生得の (upapatti-lābhika) 善根がある。この〔善根〕も他のすべての条件 (samaya) によって^{p.167}すべて、断ぜられるであろう (samucchetsyate)¹⁹⁹。この人は、〔すべての善根を〕断ずることから、断善根者であると名づけられる (saṃkhyāṃ gamiṣyati) であろうと〔いわれる〕。この故に、邪見がすべての不善根を作る (sarvākuśala-mūla-bhūta) と仏教徒 (Saugata) は〔いう〕²⁰⁰。

j 種子説への反論

^{p.168} ²⁰¹「微細なる (sūkṣma) 善法の種子 (kuśala-dharma-bija) がこの不善の心 (cetas) に置かれ (avasthita) ても、ここからまた縁が集合して現前すれば (pratyaya-sāmagri-sannidhāna)、善心 (citta) が生起する」と俱舎論主 (Kośakara) はいう。

^{p.169} 理証・経証に矛盾する (yukty-Āgama-virodha) から、〔俱舎論主の意見は正しく〕ないとディーパ論主 (Dipakāra) はいう。

ここにおいて論理的に矛盾するというのは、まず異類 (vijātiya) の因 (hetu) から異類の果が生ずることはないと〔世間一般に〕認められている (vijātiya-phalānutpatti-darśana) からである。たとえば麦の種子 (yava-bija) から米の果が〔生じない〕ように (śāli-phalavad)。〔また〕他の正しい判断から (yoniso manasikāra-parataḥ) この〔経証と理証との〕二つの正しい言葉 (sad-ghoṣa) によって〔俱舎論主の間違いが指摘され〕邪見が〔生じない〕ようにする。

^{p.170} 〔俱舎論主が〕眼と色とから識が〔生ずる〕ようにというならば、そうではない。同類因 (sabhāga-hetu) があるとき、眼と色とは単に因となるだけ (nimitta-kāraṇa-mātratva) だからである。たとえば、酪を作る (dadhy-utpatta) ときに、凝固乳を〔入れる〕ように (ātañcana-vat)。また次に諸の矛盾した (viruddha) もがある場合には、二つのうちの一つが妥当する (anyataropapatti) からである。なぜならば矛盾し合う楽と苦、光り (āloka) と闇 (tamas) などが〔同時に〕一つのものにおいて生じ (saṃbhavat) 住する (avasthāna) とは認められないからであり、相互に〔矛盾し合うものに〕種子と果との関係 (abhisambandha) もないからであり、また次に心の種子は一つであると承認される (citta-bijaikatvābhyupagama) からである。なぜならば、汝らにとっては不善心が種子と許される (iṣṭa) が、矛盾した作用 (viruddha-kriyā) をもつ善心の刹那 (citta-kṣaṇa) や心の中間 (cittāntara) にほんの僅かな〔不善の〕種子でも〔存在するというのは〕不可能 (bija-leśānupapatti) だからである。^{p.171}〔このことは〕前にすでに説かれたから²⁰²〔省略する〕。詳細は (vistareṇa) 実に前に説かれている。それを思い出すべき (smaryatām) であると²⁰³。

阿含に矛盾することも、「すべてはすべてによって断ぜられるであろう」と²⁰⁴…種子が建立される (avasthita) と理解されるであろう。

〔199cd〕 以上、〔有部の業論に〕似た (salakṣaṇa) 業道を説き已った (vyākhyāta)。

注

- 1 Folio. 80a 欠損。AKBh. 第3章に相当する箇所ほとんどの部分が欠損している。
- 2 tad-apkṣāla-sādharmyāt na caturthe 'sty aniñjanāt,
na nityaṃ saha sattvena tad-vimānodayavyayāt [III-101] (AKBh. p.191)
如次内災等 四無不動故 然彼器非常 情俱生滅故 (『俱舍論』大正蔵29, 66a)
由等彼内災 四無不動故 無常衆生共 宮殿生滅故 (『俱舍釋論』大正蔵29, 224c)
AKBh. III-101 (p.191) は大の三災についても述べている。
- 3 AKBh. (p.191/4) は第四禪の有情の生死によって天宮も生滅すると説明する。『順正理論』(大正蔵29, 527b) も、AKBh. と同じ説明である。
- 4 saptāgninādbhir ekaivaṃ gato'dbhiḥ saptake punaḥ,
tejasā saptakaḥ paścād vāyu-saṃvartani tataḥ. [III-102] (AKBh. p.191)
要七火一水 七水火後風 (『俱舍論』大正蔵29, 66b)
七火一水災 七水災已度。後復七火災 然後風災起 (『俱舍釋論』大正蔵29, 225a)
- 5 ADV. 独自の偈である。
- 6 AKBh. (p.191/16) 現存漢訳『施設論』には見当たらない。
云何最後劫。謂如一業能引遍淨天處六十四劫壽量。(『大毘婆沙論』大正蔵27, 654c)
tasmād yad uktaṃ Prajñapti-bhāṣye catuḥṣaṣṭiḥ kalpāḥ subha-kṛtsnānām āyuh-pramāṇam iti. tat sūktaṃ bhavati. yathā ūrdhvaṃ tu Paritr 'ābhebhyaḥ āśrayaḥ
dviguṇa-dviguṇaḥ ity atroktam Śubhakṛtsnānām catuḥṣaṣṭi-yojanānām śarīra-pramāṇam. śarīra-pramāṇena ca teṣāṃ āyuh-pramāṇam uktaṃ. āyus tu kalpaiḥ sv 'āśrayam iti vacanāt. (SAKV. p.344/22-29)
- 7 ADV. 独自の偈である。
- 8 断末摩に地があるとする説明は、AKBh. にはなく、『順正理論』(大正蔵29, 527a) の「如先所説三断末摩。所断末摩。即是地故」に一致する。
- 9 karma-jaṃ loka-vaicitryaṃ cetanā tat-kṛtaṃ ca tat, [IV-1ab] (AKBh. p.192)
世別由業生 思及思所作 (『俱舍論』大正蔵29, 67b)
業生世多異 故意及所作 (『俱舍釋論』大正蔵29, 225a)
- 10 この箇所はラーフラ撮影の写真が不鮮明で解読不可能であるため、ジャイニ博士が AKBh. IV-1ab により補訂した文章である。原写本も墨がかすれていて解読不可能。

- 11 cetanāhaṃ bhikkhave kammaṃ vadāmi, cetayitvā kammaṃ karoti. *AN. III. p.415*
云何知業。謂有二業思。已思業。是謂知業（『中阿含經』二十七「達梵行經」大正藏1，600a）
- 12 cetanā mānasam karma tassa vāk-kāya-karmanī [IV-1cd] (*AKBh. p.192*)
思即是意業 所作謂身語（『俱舍論』大正藏29，67b）
故意及所作 故意生身口（『俱舍釋論』大正藏29，225a）
- 13 *ADV.* 独自の偈である。
- 14 atha kho bhagavā parittam Goyamaṇḍam pāṇitā gahetvā tam etad avoca ……
etako pi kho bhikkhu attapaḍilābho natthi nicco dhruvo sassato avipariṇāmadhammo
tatheva ṭhassati. *SN. III. p.142*
- 15 テキスト (*ADV. p.120/1*) は、nindyanto とするも、写本 (80b4) では、nindanto
と読めるので訂正して読む。
- 16 *ADV.* 独自の偈である。
- 17 『順正理論』（大正藏29，529a）には、隨順造惡怯難論者・無因論者・不肖者・惡因論
者・ヴェーダ論者などの外道説を破析している。
- 18 *ADV.* 独自の偈である。
- 19 テキスト (*ADV. p.120/13*) は、tacchabdayam とするも、写本より、tacchabdyam
と訂正して読む。
- 20 ジャイニ博士は以下の出典をあげている。
kālaḥ svabhāvo niyatir yadṛcchā, bhūtāni yoniḥ puruṣeti cintyāḥ.
saṃyoga eṣāṃ na nu ātma-bhāvād, ātmāpyaniśaḥ sukha-duḥkha-hetoḥ.
(*Śvetāsvatara Upaniṣad 1.2*)
svabhāvam īsvaram kālam yadṛcchāṃ niyatim tathā, pariṇāmaṃ ca manyante prakṛti
ṃ prthudarśinaḥ. (*Suśruta-saṃhitā 1.11*)
- 21 問何故名業。業有何義。答由三義故説名為業。一作用故。二持法式故三分別果故。作用
故者。謂即作用説名為業。持法式者。謂能任持七衆法式。分別果者。謂能分別愛非愛果。
(『大毘婆沙論』大正藏27，587b)
- 22 te tu vijñāpty-avijñāptī [IV-2a] (*AKBh. p.192*)
此身語二業 俱表無表性（『俱舍論』大正藏29，67b）
故意生身口 二有教無教（『俱舍釋論』大正藏29，225b）
- 23 cetanāhaṃ bhikkhave kammaṃ vadāmi, cetayitvā kammaṃ karoti kāyena vācāya
manasā. *AN. III. p.415*
云何知業。謂有二業思。已思業。是謂知業（『中阿含經』二十七「達梵行經」大正藏1，

600a)

24 *AKBh.* の業品第 2 偈から第30偈に該当する Folio 81-90まで欠損。欠損箇所では、〔IV-2bcd, 3〕表業に関する有部・正量部（犢子部）・勝論の主張、経量部の形色非実有論、経量部の表無表業論、経量部の無表業仮有論、〔IV-4ab〕有部の実有論、経量部による有部の無表業実有論の論破、〔IV-4cd〕無表業と大種との関係、〔IV-5ab〕業と大種との地的関係、〔IV-5cd, 6〕表業・無表業の類との関係、〔IV-7, 8ab〕表業・無表業の性・界・地の議論、〔IV-8cd, 9〕勝義・自性・相応・等起の善・不善・無記、〔IV-10, 11, 12〕表業を起こす心と等起、〔IV-13ab〕無表の三種、〔IV-13cd〕律儀の種類、〔IV-14〕別解脱律儀、〔IV-15〕近事・近住・勤策・比丘の律儀、〔IV-16〕別解脱律儀の異名、〔IV-17〕機根と律儀との関係、〔IV-18ab〕断律儀、〔IV-18cd〕意律儀と根律儀、〔IV-19, 20, 21ab〕表・無表・律儀・不律儀の成就、〔IV-21cd〕処中の非二律儀の成就、〔IV-22〕律儀・不律儀者と処中の善悪の無表との成就関係、〔IV-23, 24ab〕表業の律儀・不律儀の成就、〔IV-24cd〕不律儀の異名、〔IV-25〕表業と無表業との成就関係、〔IV-26〕律儀を得する縁、〔IV-27ab〕別解脱律儀の期限、〔IV-27cd〕不律儀の期限、〔IV-28〕近住戒の受け方、〔IV-29〕八支具足の理由が論じられていたはずであるが残念ながら *ADV.* の考え方を知ることが出来ない。

25 Folio 91a

26 *ADV.* 独自の偈である。

27 *ADV.* 独自の偈である。

28 *AKBh.* (p.215/14) も同様の経を引用する。

29 *AKBh.* (p.215/4) によれば、外国師 (*bahir-deśaka*) 達は、三帰のみで優婆塞になれるといい、『順正理論』(大正蔵29, 553b) は、世親が偽教を受持させようとしていると批判している。

經部於前所說義理心不生喜。復設是難若諸近事皆具律儀。何縁世尊言有四種。一能學一分。二能學少分。三能學多分。四能學滿分。豈不由此且已證成。非唯三歸即成近事。謂若別有但受三歸即成近事。如是近事非前所說四種所收。應更說有第五近事。此於學處全無所學。亦應說為一近事故。佛觀近事非離律儀。故契經中唯說四種。雖諸近事皆具律儀。然約能持故說四種。謂雖具受五支律儀。而後遇縁或便毀缺。其中或有於諸學處能持一分。乃至或有具持五支故作是說。能持先所受故說能學言。不爾應言受一分等。故此四種但據能持。經主此中作如是說。如是所執違越契經。如何違經。謂無經說自稱我是近事等言便發五戒。此經不說我從今者乃至命終捨生言故。經如何說如大名經。唯此經中說近事相。餘經不爾故違越經。然餘經說。我從今時乃至命終捨生歸淨。是歸三寶發誠信言。此中顯示已見諦者由得證淨。舉命自要表於正法深懷愛重。乃至為救自生命縁。終不捨於如來正法。非彼為欲說近事相。故說如是捨生等言。未審此中經主說意。為欲勸勵我國諸師。受持外方經部所誦。為受

持佛所説契經。然有衆經不違正理。外方經部曾不受持。有阿笈摩越於總頌。彼率意造還自受持。經主豈容令我國內善鑒聖教諸大論師。同彼背真受持偽教。且經所説我從今時。乃至命終捨生等者。何理唯説得證淨人。非諸異生亦立此誓。諸異生類將受律儀。亦有如斯堅固意樂。乃至為救自生命緣。終不虧違所受學處。如斯誓受世現可得。然此文句大名經中。現有受持不違正理。故不應捨所誦正文。設大名經無此文句。於我宗義亦無所違。非我宗言説此文句。究竟方發近事律儀。由説自稱我是近事。請持護念便發律儀。以自發言表為弟子。如大迦葉得具足戒世尊既説鄔波索迦。應具受持五種學處。彼説我是鄔波索迦。必具律儀何勞致惑。如稱我是國大軍師。彼必具閑兵將事業。依如是喻智者應思。如是分明無過理教。若不忍受知奈之何。（『順正理論』大正藏29, 553a-553c）

30 テキスト (ADV. p.125/2) は、ṣaḍaṅgoṣadhaika とするも、韻律より ṣaḍaṅgau と訂正して読む。

31 buddha-saṃghakarān dharmān aśaikṣānubhayāṃś ca saḥ,
nirvāṇaṃ ceti śaraṇaṃ yo yāti śaraṇa-trayaṃ. [IV-32] (AKBh. p.216)

歸依成佛僧 無學二種法 及涅槃擇滅 是説具三歸（『俱舍論』大正藏29, 76b）

能成佛僧法 無學及二種 歸依及涅槃 歸依佛法僧（『俱舍釋論』大正藏29, 233b）

32 ADV. の第二版では、vigatāvane と読んでいるが、写本からみても誤植である。

33 yo buddhaṃ arana gacchati aśaikṣān asau buddha-karakān dharmāñ charaṇaṃ gacchati yeṣāṃ prādhānyena sa ātma-bhāvo buddha ity ucyate yeṣāṃ vā lābhena sarvāvabodha-sāmarthyād buddho bhavati. AKBh. (p.216/15)

諸歸依佛者。何所歸依。答若法實有現有想等想。施設言説。名為佛陀。歸依彼所有無學成菩提法。名歸依佛。（『發智論』大正藏26, 924c）

諸歸依佛者何所歸依乃至廣説。問何故作此論。答為於非所歸依處起歸依想者。顯示真實歸依處令捨彼歸此。如契經説

衆人怖所逼	多歸依諸山
園苑及叢林	孤樹制多等
此歸依非勝	此歸依非尊
不因此歸依	能解脫衆苦
諸有歸依佛	及歸依法僧
於四聖諦中	恒以慧觀察
知苦知苦集	知永超衆苦
知八支聖道	趣安隱涅槃
此歸依最勝	此歸依最尊
必因此歸依	能解脫衆苦

復次。為於歸依有愚惑者。令得正解無猶豫故。謂或有謂。歸依佛者。歸依如來頭項腹背。及手足等所合成身。今顯此身父母生長是有漏法非所歸依。所歸依者謂佛無學成菩提法即是法身。(『大毘婆沙論』大正藏27, 177a25-177a28)

34 śāstram tu naivam vācakam āsaikṣā dharmā eva buddha iti. kiṃ tarhi. buddha-karakā iti. *AKBh.* (p.217/1) 世親は本論に「佛陀とは無学法だけのことである」とは述べられていないから、佛陀を構成しているものを佛陀であると理解している。

śāstram tu naivam iti vistaraḥ. abhidharmaśāstram naivam vācakam. naivam darśakam. āsaikṣā dharmā eva buddha iti. kiṃ tarhi. buddha-karakā iti. ke te buddha-karakāḥ. ye buddhatvasya buddha-prajñateṣ ca hetavo laukika-lokottarā dharmāḥ te buddha iti.

ata āśrayasya laukika-pañca-skandha-lakṣaṇasya buddhatvāpratiṣedhād acodyam evaitat.

yad uktaṃ yady āsaikṣā dharmā eva buddhaḥ, kathaṃ tathāgatasyāntike duṣṭā-cittarudhirotpādanād ānantaryam bhavatiti. (*SAKV*.p.378/14)

經主此中作如是說。然尋本論不見有言唯無學法。即名為佛。但言無學法能成於佛不遮所依身亦是佛體。是故於此不可難言。若唯無學法即是佛者。如何於佛所惡心出血但損生身成無間罪。今詳經主於本論義未甚研尋能成佛言已遮佛體攝依身故。謂佛名言依佛義立。唯此所目是真佛體。若佛名言就依身立。於未證得無學法時。已有依身應亦名佛。故知佛號不目依身。由此依身非能成佛。故本論說能成佛言已遮依身亦是佛體。已顯佛體唯無學法。或設許然亦非無難。謂佛體性略有二種。一者世俗。二者勝義。歸依佛者現對世俗。於勝義佛繫念歸依。以託依身而歸依彼。由得彼故得佛名法。故唯無學法是勝義佛體成無間罪由損勝義。然勝義佛必不可損。依如是義理可難言。如何於佛所惡心出血但損害生身成無間罪。毘婆沙者作是釋言。壞彼所依彼隨壞故。如是釋難深為應理。(『順正理論』大正藏29, 556b7-25)

35 『順正理論』(大正藏29, 556b18)も二諦によって仏体を論じる。註34を参照せよ。

36 *ADV*. 独自の偈である。

37 なぜ独覚と菩薩の道が涅槃であるのか判然としない。

38 *ADV*. 独自の偈である。

39 『順正理論』(大正藏29, 557c)は五種の僧伽を紹介し、その中の世俗僧、勝義僧に該当する。

僧伽差別略有五種。一無恥僧。二啞羊僧。三朋黨僧。四世俗僧。五勝義僧。無恥僧者謂毀禁戒。而被法服補特伽羅。啞羊僧者謂於三藏無所了達補特伽羅。譬如啞羊無辯說用。或言啞者顯無說法。能復說羊言顯無聽法用。即顯此類補特伽羅。於三藏中無聽說用。朋黨僧者謂於遊散營務鬥諍。方便善巧結構朋黨補特伽羅。此三多分造非法業。世俗僧者謂善異生。

此能通作法非法業。勝義僧者謂學無學法。及彼所依器補特伽羅。此定無容造非法業。

（『順正理論』大正蔵29, 557c）

40 ADV. 独自の偈である。

41 AKBh. (p.217/6) には、「そこから生ずる法 (tat-samuttha-dharma)」を欠く。『順正理論』(大正蔵29, 559b) はこれを五蘊であるといい、語表は心などによって起こり、心を離れないからであると説明する。

此中能歸語表為體。自立誓限為自性故。若并眷屬五蘊為體。以能歸依所有言說。由心等起非離於心。（『順正理論』大正蔵29, 559b）

42 *Dhammapada* XV. 10-14, AKBh. IV.32, 『大毘婆沙論』(大正蔵27, 177a), 『根本有部毘奈耶雜事』(24, 333a) にも引用されている。但し『順正理論』(大正蔵29, 559b) は前半分の「多くの恐怖……解脱できない」を欠く。吉元信行教授は、ADV. のこの『法句経』を AKBh. (p.217), *Udānavarga* XXVII-31-35, *Divyāvadāna* (p.164) と比較検討した結果、北伝の *Udānavarga* 系の『法句経』に近く、その中でも『俱舍論』所引の『法句経』と最も異同が少ないと結論されている。しかし、その他の ADV. 所引の『法句経』はこの結果と異なり、南伝系・プラークリット・佛教梵語の系統に近いもの、『俱舍論』や大乘系論書所引に近いものがあると指摘している（吉元『アビダルマ思想』p.65）

43 以下の文は、AKBh. (p.217/19) 欠。

44 AKBh. (p.218/8) は、*paśunya* (離間語) とする

45 *mithyācārātigarhyatvāt saukaryād akriyāptitaḥ* [IV-33ab] (AKBh. p.217)

邪行最可訶 易離得不作（『俱舍論』大正蔵29, 77a）

邪婬最可訶 易作得不作（『俱舍釋論』大正蔵29, 233c）

46 *mrṣāvāda-prasaṅgāc ca sarva-śikṣāvyatikrame* [IV-34ab] (AKBh. p.218)

以開虛誑語 便越諸學處（『俱舍論』大正蔵29, 77a）

通起妄語故 過一切學處（『俱舍釋論』大正蔵29, 234a）

47 ほとんど AKBh. (p.217/23-26) と同文である。

48 AKBh. (p.217/24) は「〔在家者は〕行じ難いことを実行するのに耐えない〔からである〕」(*duṣkaram karttum notsaheran*) と加える。

49 *akriyā-niyamo hy akaraṇa-saṃvaraḥ*. (AKBh. p.128/1)

50 AKBh. (p.217/26f.) には、このあと近事律儀を受けたものが妻をめとったときの問題、受誓と律儀について論じているが、ADV. は省略している。

51 ジャイニ博士は、該当經典として *M. sutta* 61 をあげている。

evam eva kho Rāhula yassa kassaci sanpajāna-musāvāde natthi lajjā nāhaṃ tassa kiñci pāpaṃ akaraṇiyaṃ ti vadāmi.

- 我説彼道覆。亦復如是。謂知已妄言。不羞不悔。無慚無愧。羅云。彼亦無惡不作。(『中阿舍』大正蔵1, 436b)
- 52 *AKBh.* (p.218/18f.), 『順正理論』(大正蔵29, 560b) もかなり詳細に論じているが、*ADV.* は省略している。
- 53 sarvobhayebhyaḥ kāmāpto vartamānebhya āpyate [IV-35ab] (*AKBh.* p.219)
 從一切二現 得欲界律儀 (『俱舍論』大正蔵29, 77a)
 欲從一切二 現得木叉護 (『俱舍釋論』大正蔵29, 234b)
- 54 maulebhyaḥ sarva-kālebhya dhyānānāsraḥ-saṃvarau [IV-35cd] (*AKBh.* p.219)
 從根本恒時 得靜慮無漏 (『俱舍論』大正蔵29, 77a)
 從根本恒時 得定無流護 (『俱舍釋論』大正蔵29, 234b)
- 55 テキストには、prajñapti-sāvadyebhyaḥ とあり、*AKBh.* (p.219/18) も同じであるが、漢訳より、pratikṣepana-sāvadya と訂正して読む。
- 56 *ADV.* の偈には、trikālebhyaś とあるのだが、*AKBh.* (p.219/19) に、sarvakālebhyaś とあるため、つられて *ADV.* 本文も sarvakālebhyaś としたものと思われる。
- 57 *AKBh.* (p.220/1), 『順正理論』(大正蔵29, 562a) とともに別の四句を紹介しているが、*ADV.* は省略。
- 58 saṃvaraḥ sarva-sattvebhya vibhāṣā tv aṅga-kāraṇaiḥ [IV-36ab] (*AKBh.* p.220)
 律從諸有情 支因説不定 (『俱舍論』大正蔵29, 78a)
 於衆生得護 由分因不定 (『俱舍釋論』大正蔵29, 234c)
- 59 テキストは、sarvebhya saṃvarāṅgebhyaḥ sattvebhyaś ca na kāraṇaiḥ とするも、内容上、sarvebhya 'saṃvarā 'ṅgebhyaḥ sattvebhyaś ca na kāraṇaiḥ に訂正して読む。
- 60 テキストには、karmapathā hi saṃvarābhyāṅgāni とあるも、*AKBh.* (p.220/7) により saṃvarasyāṅgāni に訂正して読む。
- 61 以下の文章はほとんど *AKBh.* (p.220/8-21) と同じである。
- 62 漢訳『俱舍論』(大正蔵29, 78a23, 234c 20), 『順正理論』(大正蔵29, 562a 24) には、沙弥律儀はないが、*AKBh.* (p.220/20) には *ADV.* と同じようにこの言葉がある。
- 63 テキストには、śakuntika とするも、*AKBh.* (p.221/12) より、śakunika に訂正して読む。
- 64 この箇所だけ *AKBh.* (p.221/14) では arthatas (利得のために) とあるが、その他は *AKBh.* とまったく同文である。
- 65 『順正理論』(大正蔵29, 563a) には、經量部と毘婆沙師との律儀・不律儀の得に関する議論がある。

- 66 *asamvarasya kriyayā lābho 'bhyupagamena vā,*
śesāvijñapti-lābhas tu kṣetrād ānādarehaṇāt [IV-37cd] (AKBh. p.222)
 諸得不律儀 由作及誓受 得所餘無表 由田受重行（『俱舍論』大正蔵29, 79a）
- 67 写本には、*bhimenavijñapti* という文字が挿入されているが、誤写として採用しない。
- 68 *ADV.* 2nd ed.では、*pranāna* と訂正している。
- 69 テキストも写本（92a7）も、*ādareṇa* とするが、*ādarehaṇa* に訂正して読む。
- 70 *prātimokṣadamatyāgaḥ śikṣānikṣepaṇāc cyuteḥ,*
ubhaya-vyañjanotpatter mūla-cchedān niśatyāt [IV-38] (AKBh. p.222)
 捨別解調伏 由故捨命終 及二形俱生 斷善根夜盡（『俱舍論』大正蔵29, 79a）
 捨護木叉調 由捨學處死 由二根轉生 由根斷時盡（『俱舍釋論』大正蔵29, 235c）
- 71 以下の五因の説明は *AKBh.* (p.222/22-24) と同じ。
- 72 テキストにも写本（92a9）にも、*āsraya-kopana* とあるも、*āsraya-vikopana* に訂正して読む。
- 73 *AKBh.* (p.223/2) と同じ。『光記』（大正蔵41, 235c）は有余の經部師の説であるとする。ヤショーミトラはこの説が誰のものか言及していない。安慧などはどうか
- 74 *ADV.* 独自の偈。
- 75 ジャイニ博士は該当經典として、*Śikṣhā.* pp.67-8をあげている。
- 76 テキスト・写本ともに、*cittāvidūṣaṇa* とするも、意味上、*cittavidūṣaṇa* に訂正して読む。
- 77 テキストは、*arthatattva-vid* とするも、写本を採用し、*arthatattva* で読む。
- 78 *yat tarhi bhagavatoktam "bhikṣur bhavaty āsramaṇo'sākya-putriyo dhvasyate bhikṣu-bhāvāt."*
katam asya bhavati śrāmaṇyaṃ dhvastam patitaṃ parājitam iti. paramārtha-
bhikṣutvaṃ samdhāyaitad uktam. idam abhisāhasam vartate. kim atrābhisāhasam.
yat bhagavatā nitārtham punar anythā niyate. dauṣṭilyāya ca bahukleśebhyaḥ
pratyaṃ diyante. katham etan nirtātham. eṣa hi vinaye nirdeśaḥ. "catur-vidho bhik
ṣuḥ. samjñābhikṣuḥ pratijñābhikṣurbhikṣata iti bhikṣur bhinnakleśatvāt bhikṣuḥ.
asmimṣ tv arthe jñapti-caturtha-karmo-pasampanno bhikṣur"
iti. na cāsau pūrvam paramārtha-bhikṣur āsīdyataḥ paścād abhikṣur bhavet. yac
coktam eka-deśa-kṣobhād iti atra śāstraiva datto 'nuyogas "tadyathā tālo mastakāc
chinno 'bhavyo 'nkuritatvāya abhavyo virūḍhiṃ vṛddhiṃ vipulatām āptum"
ity upamāṃ kurvatā. kaḥ punar upamārthaḥ. evam eka-deśasyāpi mūla-
bhūtasya cchedād abhavyaḥ samvara-śeṣo viroḍhum iti. sa ca gurvīm bhikṣu-

bhāvamaryādābhedinim maulim āpattim āpadyamānastivrānapatrāpyayogāt
 samvarasya mūlaṃ cchiattiti yuktaḥ kṛtsna-samvara-tyāgaḥ. yasya caikagrā
 saparibhogo 'py ekapāda-pārṣṇi-pradeśa-paribhogo 'pi ca nābhyanujñāyate
 sām̐dhikayor āhāra-vihārayoḥ sarva-bhikṣu-sambhoga-bahiṣkṛtāś ca śāstrā yaṃ
 cād̐hikṛtyoktaṃ.

“nāśayata kāraṇḍavakaṃ kaśamvakamapakarṣata, athotplāvinam vāhayata abhik
 ṣuṃ bhikṣuvādinam” iti.

tasya kīdr̥śo bhikṣu-bhāvaḥ. yādr̥śas tādr̥śo 'stu. asti tu bhikṣu-bhāvaḥ. tathā hi
 “catvāraḥ śramaṇā na pañcama 'sti cunde” ti.

bhagavān avocat.

“mārga-jino mārga-deśiko mārge jivati yaś ca mārga-dūṣi”

asty etad uktam. sa tveṣa ākr̥ti-mātrāvaśeṣatvāc chramaṇa ukto
 dagdhakāṣṭhaśusakhr̥daśuka-nāśāpūtibijālāta-cakramṛta-sattvavat. yadi hi
 dauḥṣilyād a-bhikṣaḥ syāt śikṣādattako na syāt. na vayaṃ brūmaḥ sahad̐hyāpattiyā
 sarvaḥ pārājika iti. yas tu pārājikaḥ so 'vaśyam abhikṣuḥ. kaścit tu samtāna-viśeṣān
 na pārājika ekacittenāpy apraticchādanād̐ iti vyavasthāpitam dharmasvāminā. yadi
 tarhi pārājiko na bhikṣuḥ kiṃ punar na pravrajyate. tivraṇapatrāpyavi-pāditatvāt
 samtateḥ samvarābhavyatvān na tu khalu bhikṣu-bhāvāpekṣayā. tathā hy asau
 nikṣipta-śikṣo 'pi na pravrajyate. kaś cāyam anarthe nirbandho yady asau tathābhūto
 'pi bhikṣur namo 'stu tasmai tādr̥śāya bhikṣutvāya. *AKBh.* (p.223/11-224/15)

79 *ADV.* 独自の偈

80 *AKBh.* p.224/16, 『光記』(仏教大系本『俱舍論』3, 3頁)によれば法密部の主張。

81 bhūmi-samcāra-hānibhyāṃ dhyān 'āptam tyajyate śubham, [IV-40ab] (*AKBh.*
 p.224)

捨定生善法 由易地退等 (『俱舍論』大正蔵29, 79c)

由度地及退 棄捨定得善 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236b)

82 以下は、*AKBh.* (p.224/19-21) とほとんど同じである。

83 テキストも写本 (92b4) も、parihāṇito vā samāpatter nikāya.とするが、漢訳二本よ
 り、parihāṇito samāpatter vā nikāya.に訂正して読む。

84 tathārūpy āptam āryam tu phalāptyuttaptihānibhiḥ. [IV-40cd] (*AKBh.* p.224)

捨聖由得果 練根及退失 (『俱舍論』大正蔵29, 79c)

無色亦爾 聖得果練根退 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236b)

85 *AKBh.* が、parityajate を用いるに対し *ADV.* はその他でも、tyajate を用いる。

- 86 *AKBh.* (p.225/1) は、*indriyottapana* とある。
- 87 *asamcaraḥ samvar 'āpti-mṛty-udvicyañjanodayaiḥ*, [IV-41ab] (*AKBh.* p.225)
捨悪戒由死 得戒二形生 (『俱舍論』大正蔵29, 80a)
捨不護得護 死二根生故 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236b)
- 88 玄奘訳は、別解脱律儀と理解する。
- 89 テキストも写本 (92b6) も、*tyājyate* とするが、*tyajyate* に訂正して読む。
- 90 *AKBh.* (p.225/4)、*ADV.* も (一)、(二) は玄奘訳 (大正蔵29, 80b) と逆になっている。
- 91 テキストには、*jala* とあるも、*jāla* に訂正して読む。
- 92 *AKBh.* (p.225/7) は、*auśadham antareṇa* を加えている。
- 93 *vegādānakriyārthāyur-mūla-cchedais tu madhyamā. IV-41cd*] (*AKBh.* p.224)
捨中由受勢 作事壽根斷 (『俱舍論』大正蔵29, 80a)
疾心受行物 命根斷捨中 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236b)
- 94 テキストには、*pramāda* とあるも、*AKBh.* (p.225/13) より、*prasāda* に訂正して読む。
- 95 *AKBh.* (p.225/14) *ADV.* 2nd ed. は、*cchidyate* とする。
- 96 *AKBh.* (p.225/16) は、*caityārāma-vihāra-sayanāsana-yantra-jalādi* とする。
- 97 *kām 'aptaṃ kuśal 'ārūpaṃ mūla-cchedordhva-janmataḥ*, [IV-42ab] (*AKBh.* p.225)
捨欲非色善 由根斷上生 (『俱舍論』大正蔵29, 80b)
欲界無色善 根斷上生捨 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236c)
- 98 *pratipakṣodayāt kliṣṭam ārūpaṃ tu vihiyate.* [IV-42cd] (*AKBh.* p.225)
由對治道生 捨諸非色染 (『俱舍論』大正蔵29, 80b)
由對治生故 捨無色染汚 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236c)
- 99 *nṛṇām asaṃvaro hitvā śaṅḍha-pañḍha-dvidhā-kṛtīn,*
kurūṃś ca saṃvaro 'py evaṃ devānām ca nṛṇām trayāḥ. [IV-43] (*AKBh.* p.226)
惡戒人除北 二黃門二形 律儀亦在天 唯人具三種 (『俱舍論』大正蔵29, 80b)
人道不護除 二黃門二根 鳩婁護亦爾 天亦人具三 (『俱舍釋論』大正蔵29, 236c)
- 100 *AKBh.* (p.226/10 f.) には、この後、二形などになぜ律儀・不律儀がないのかなど重要な論議があるも、*ADV.* は省略している。なお、*ADV.* (p.47) には、女男根はなくとも律儀の果を受けることがあるという。
- 101 *kṣemākṣemetarat-karma kuśalākūśaletarat*, [IV-45a] (*AKBh.* p.227)
安不安非業 名善惡無記 (『俱舍論』大正蔵29, 80c)
平不平異業 善不善異二 (『俱舍釋論』大正蔵29, 237a)

- 102 写本 (93a1) には、prāpaṇa とあるから、
- 103 puṇyāpuṇyam aññijim ca sukha-vedyā 'di ca trayam. [IV-45cd] (AKBh. p.227)
 福非福不動 (『俱舍論』大正蔵29, 81a)
 福非福不動 (『俱舍釋論』大正蔵29, 237a)
 kāmadhātau śubhaṃ karma puṇyam āneñjam ūrdhvajam. [IV-46ab] (AKBh. p.227)
 欲善業名福 不善名非福 上界善不動 約自地處所 業果無動故 (『俱舍論』大正蔵29, 81a)
 苦受等復三 欲善業福德 上界善不動 由業於自地 約報不可動 (『俱舍釋論』大正蔵29, 237a)
- 104 AN. I. p.250.
- 105 AKBh. (p.227/15-16)、『順正理論』(大正蔵29, 568a) は別の経典を引用している。
- 106 AKBh. (p.227/21) は、karmānya-bhūmika を加えている。
- 107 以下は ADV. 独自の見解。
- 108 AKBh. (p.227/15)
- 109 AKBh. (p.227/15)、『順正理論』(大正蔵29, 568a) は「密意」であるとはいわない。
- 110 sukha-vedyaṃ śubhaṃ dhyānādātṛtoyādataḥ param, aduḥkhāsukhavedyaṃ tu duḥkha-vedyam ihāśubham. [IV-47] (AKBh.p.228)
 順樂苦非二 善至三順樂 諸不善順苦 上善順非二 (『俱舍論』大正蔵29, 81a)
 樂善至三定 向上善非二 於欲界惡業。立名有苦受 (『俱舍釋論』大正蔵29, 237b)
- 111 『大毘婆沙論』(大正蔵27, 96a) に、「或有執離思無異熟因 離受無異熟果。如譬喻者」とある。
- 112 『大毘婆沙論』(大正蔵27, 96a) に、「顯異熟因及異熟果俱通五蘊」とある。
- 113 adho ' pi madhyam asty eke dhyānāntara-vipākataḥ,
 apūrvācaramaḥ pākas trayāṇaṃ ceṣyate yataḥ. [IV-48] (AKBh.p.228)
 餘説下亦有 由中招異熟 又許此三業 非前後熟故 (『俱舍論』大正蔵29, 81a)
 餘説下有中 中間定報故 無前後報熟 由佛説三業 (『俱舍釋論』大正蔵29, 237b)
- 114 AKBh. (p.228/14) , 『順正理論』(大正蔵29, 568b) には詳細な議論がある。
- 115 ADV. 独自の見解。
- 116 AKBh. (p.228/21-24)
- 117 AKBh. (p.228/16-18)。この後、五種の順受の説明があるが、ADV. は省略している。
- 118 niyatānīyatam tac ca niyatam trividham punaḥ, drṣṭa-dharm 'ādi-vedyatvāt pañcadhā karma kecana. [IV-50] (AKBh.p.229)
 此有定不定 定三順現等 或説業有五 (『俱舍論』大正蔵29, 81c)

- 此或定不定 復定受有三 現等受報故 復有五種業（『俱舍釋論』大正蔵29, 237c）
- 119 *AKBh.* (p.230/8) では、譬喩者の八業説を紹介するが、*ADV.* は省略している。
- 120 *nikāy 'ākṣepaṇaṃ tribhiḥ*, [IV-51b] (*AKBh.*p.230)
引同分唯三（『俱舍論』大正蔵29, 81c）
引聚同分三（『俱舍釋論』大正蔵29, 238a）
- 121 *sarvatra catur-ākṣepaḥ śubhasya narake tridhā*. [IV-51cd] (*AKBh.*p.230)
諸處造四種 地獄善除現（『俱舍論』大正蔵29, 82a）
一切處四引 地獄引善三（『俱舍論』大正蔵29, 238a）
- 122 *AKBh.* (p.238/20) にはない。
- 123 *yad viraktaḥ sthiro bālas tatra notpadyavedyakṛt,*
nānya-vedyakṛd apy āryaḥ kāme 'gre vā 'sthiro 'pi na. [IV-52] (*AKBh.* p.231)
堅於離染地 異生不造生 聖不造生後 并欲有頂退（『俱舍論』大正蔵29, 82a）
凡於離欲處 堅不引生報 聖不造餘報 欲頂退不造（『俱舍釋論』大正蔵29, 238b）
- 124 *karmakarma (niyaṃ karmā) bhavyaḥ* とあるも、*AKBh.* (p.231/6) には、*karmābhavyaḥ* とあるから、*AKBh.* のように改めて読む。
- 125 *tivra-kleśa-prasādena sātatyena ca yat kṛtam,*
guṇa-kṣetre ca niyataṃ tat pitrordhātakaṃ ca yat. [IV-54] (*AKBh.* p.231)
由重惑淨心 及是恒所造 於功德田起 害父母業定（『俱舍論』大正蔵29, 82b）
重惑及淨心 或是恒所行 於功德田定 能損自父母（『俱舍釋論』大正蔵29, 238b）
- 126 *AKBh.* (p.232/1) では、功德田として三宝、勝れた人、勝れた三昧の果と得したものをあげるが、*ADV.* は説明を次の偈にゆずっている。
- 127 *AKBh.* (p.232) には父母に対する業を述べるも、*ADV.* にはない。
- 128 *dr̥ṣṭa-dharma-phalaṃ karma kṣetr' āsaya-viśeṣataḥ*, [IV-55ab] (*AKBh.* p.232)
由田意殊勝 及定招異熟（『俱舍論』大正蔵29, 82b）
此業成現報 由田意勝異（『俱舍釋論』大正蔵29, 238c）
ye nirodhāraṇāmaitridarśanārhat-phalotthitāḥ,
teṣu kārāpakārasya phalaṃ sadyo' nubhūyate. [IV-56] (*AKBh.* p.232)
於佛上首僧 及滅定無諍 慈見修道出 損益業即受（『俱舍論』大正蔵29, 82b）
滅定無諍慈 見羅漢果起 於彼損益業 果於現法受（『俱舍釋論』大正蔵29, 238c）
- 129 写本不鮮明。現ジャータカ中には該当なし。
- 130 *Bakalāta* (?) = *Vakkula* 比丘 (?)
- 131 *AKBh.* (p.232/22) は詳細に論じるが、*ADV.* は省略している。
- 132 *vipāke niyataṃ hi yat*. [IV-55cd] (*AKBh.* p.232)

- 得永離地業 定招現法果 (『俱舍論』大正蔵29, 82b)
 永離欲地故 若業於報定 (『俱舍釋論』大正蔵29, 238c)
- 133 kuśalasyāvitarkasya karmaṇo vedanā matā,
 vipākaś caitasikyeva kāyikyevāsubhasya tu. [IV-57] (AKBh. p.233)
 諸善無尋業 許唯感心受 惡唯感身受 是感受業異 (『俱舍論』大正蔵29, 82c)
 若善業無覺 許受為果報 此受是心法 若惡唯身受 (『俱舍釋論』大正蔵29, 239a)
- 134 テキストには vicāra とあるも、写本 (94a4) と AKBh. (p.238/8) より、avicāra に訂正して読む。
- 135 以下の文章は ADV. にとっては、本来、無用の文である。この一節は、AKBh. IV-57d. (p.233/10) に相当するが、AKBh. に引かれ、そのまま偈をのせてしまったものである。
- 136 以下は、AKBh. IV-58の説明に当たる所であるが、ADV. は偈を別に造らない。AKBh. (p.233/14f.) は心狂について詳細に論じるが、ADV. は簡略に述べるにとどまる。
- 137 kṛṣṇa-śukl' ādi-bhedena punaḥ karma caturvidham. [IV-59cd]
 依黒黒等殊 所説四種業 (『俱舍論』大正蔵29, 83b)
 黒白等差別 復説業四種 (『俱舍釋論』大正蔵29, 239b)
 aśubhaṃ rūpa-kāma 'āptaṃ śubhaṃ caiva yathākramam,
 kṛṣṇa-śuklobhayaṃ karma tat-kṣayāya nirāsravam. [IV-60] (AKBh. p.234-235)
 惡色欲界善 能盡彼無漏 應知如次第 名黒白俱非 (『俱舍論』大正蔵29, 83b)
 非善欲色有 善次第應知 黒白有二業 能滅彼無流 (『俱舍釋論』大正蔵29, 239b)
 但し、ジャイニ博士は60ab 偈を aśubhaṃ kāma-rūp'āptam と読んでいる。(ADV. p.146 note 1)
- 138 AKBh. (p.235/8) は、以下の説に対し疑念を表すために、kila (伝説) の語を使うが、ADV. は、hi に置きかえている。
- 139 AKBh. (p.235/10) は、śubha とする。
- 140 AKBh. (p.235/9) によると、「他の経典では」 sūtrāntare とある。経量部の主張である。
- 141 テキスト (p.146/15) には、eśa śukla-śabda とあるも、AKBh. (p.235/15) より、eṣo ' śukla-śabda に訂正して読む。
- 142 Mahāśūnyatāsūtra. (SAKV. p.398)
- 143 dharma-kṣāntiṣu vairāgye c 'ānantarya-pathāṣṭake,
 yā cetanā dvādaśadhā karma kṛṣṇa-kṣayāya tat. [IV-61]
 四法忍離欲 前八無間俱 十二無漏思 唯盡純黒業 (『俱舍論』大正蔵29, 83c)
 於法忍離欲 於八次第道 十二種故意 此能滅黒業 (『俱舍釋論』大正蔵29, 239c)

- navame cetanā yā sā kṛṣṇaśukla-kṣyāya ca,
 śuklasya dhyāna-vairāgyeṣv antyāntarya-mārgajā. [IV-62] (AKBh. p.236)
 離欲四靜慮 第九無間思 一盡雜純黑 四令純白盡 (『俱舍論』大正蔵29, 83b)
 於第九故意 能滅黑白業 白業離欲定 後次第道生 (『俱舍釋論』大正蔵29, 239c)
- 144 AKBh. (p.236/7), 『順正理論』(大正蔵29, 573b) とともに黒業も断ずるとする。
- 145 AKBh. (p.236/14) は、この後に黒等の四業に関する異説を紹介している。
- 146 tīṇi duccharitāni. kāya-duccaritaṃ vaciduccaritaṃ mano-duccaritaṃ. tīṇi sucaritāni.
 kāya-sucaritaṃ vacisucaritaṃ mano-sucaritaṃ. DN.XXXIII. 1.10
- 147 aśubhaṃ kāya-karm 'ādi mataṃ duś-carita-trayaṃ, [IV-65ab] (AKBh. p.237)
 惡身語意業 説名三惡行 (『俱舍論』大正蔵29, 84a)
 惡身口意業 説名三惡行 (『俱舍釋論』大正蔵29, 240a)
- 148 akarmāpi tv abhidhyādi-mano-duścaritaṃ tridhā. [IV-65cd] (AKBh. p.237)
 及貪瞋邪見 三妙行翻此 (『俱舍論』大正蔵29, 84a)
 非業貪瞋等。説意惡行三 (『俱舍釋論』大正蔵29, 240a)
- 149 AKBh. (p.237/17) は、譬喩師の主張として「貪等は意業である」という主張を紹介している。
- 150 テキストは、sva (śva?) とするが、ここでは、śva (犬) を採用する。
- 151 AKBh. p.237/19
- 152 以下は、AKBh. (p.234/21f.) に該当する。
- 153 AKBh. (p.237/4) は、意牟尼が意業ではなく、ただ心を本体としている理由として、身語二業によって非知される (anumiyate) からであるとするが、ADV. は採用しない。
- 154 viparyayāt sucaritaṃ tad audārika-saṃgrahāt,
 daśa karma-pathā uktā yathāyogaṃ śubhāsubhāḥ. [IV-66] (AKBh. p.237 f)
 即諸三妙行 惡身語意業 説名三惡行 及貪瞋邪見 三妙行翻此
 (『俱舍論』大正蔵29, 84a)
- 155 テキストは、tatsā とするも、これでは読めないため、tatso に訂正して読む。但し写本 (94b9) は不鮮明。
- 156 テキストは、pṛyoga とするも、prayoga に訂正して読む。
- 157 写本 (95a2) は5文字欠。
- 158 aśubhāḥ ṣaḍ-vijñaptiḥ dvidhaikas te 'pi kurvataḥ, [IV-67ab] (AKBh. p.238)
 惡六定無表 彼自作姪二 (『俱舍論』大正蔵29, 84c)
 六惡有無教 自作一二種 (『俱舍釋論』大正蔵29, 240b)
- 159 テキストには、paiśūnya とあるも、写本 (95a4) により paiśunya と訂正して読む。

- 160 dvi-vidhāḥ sapta kuśalā avijñaptiḥ samādhijāḥ. [IV-67cd] (*AKBh.* p.238f.)
 善七受生二 定生唯無表 (『俱舍論』大正藏29, 84c)
 七二種唯善 無教從定生 (『俱舍釋論』大正藏29, 240b)
- 161 テキストも写本 (95a4) も、samāhita-śīlasya とするも、*AKBh.* (p.238/26) により、
 samādāna に訂正して読む。
- 162 sāmantakās tu vijñaptir avijñaptir bhaven na vā,
 viparyayeṇa pṛṣṭhāni [IV-68abc] (*AKBh.* p.239)
 加行定有表 無表或有無 後起此相違 (『俱舍論』大正藏29, 84c)
 近方便有教 無教或有無 後分則翻此 (『俱舍釋論』大正藏29, 240c)
- 163 テキスト・写本 (95a6) とともに、kṛṣṇāti とするも、*AKBh.* (p.239/17) により、kuṣ
 ṇāti に訂正して読む。
- 164 *AKBh.* はこのあと、能殺者の死時について俱舍論主と有部の相違を述べるが、*ADV.*
 にはない。
- 165 『雜阿含第37卷第1049經』(大正藏2, 274b), *AKBh.* (p.240/15) にも同様の引用
 あり。
- 166 prayogas tu tri-mūla-jāḥ [IV-68d] (*AKBh.* p.240)
 加行三根起 (『俱舍論』大正藏29, 85b)
 此前分三根生 (『俱舍釋論』大正藏29, 240c)
- 167 テキストには、śākuntaka とあり、写本 (95a8) には śākuntika とあるも、śākunika
 に訂正して読む。
- 168 以上、痴から生じた不与取の説明は、*AKBh.* (p.24/13) 『順正理論』(大正藏27, 577
 a) に一致する。
- 169 *AKBh.* (p.241/12) にも同様の引用がある。
- 170 この行は写本が欠落しているので、テキストの補充によった。
- 171 この行は写本が欠落しているので、テキストの補充によった。
- 172 vadhavyāpāda-pāruṣyaṇiṣṭhā dveṣeṇa lobhtaḥ, [IV-70ab] (*AKBh.* p.242)
 殺癡語瞋恚 究竟皆由瞋 (『俱舍論』大正藏29, 86a)
 殺生瞋惡口 成就皆由瞋 (『俱舍釋論』大正藏29, 241c)
- 173 paras trigamanābhidyā 'dattādāna-samāpanam. [IV-70cd] (*AKBh.* p.242)
 盜邪行及貪 皆由貪究竟 (『俱舍論』大正藏29, 86a)
 邪姪貪欲盜 由貪故究竟 (『俱舍釋論』大正藏29, 241c)
- 174 mithyādrṣṭes tu mohena śeṣāṇām tribhir iṣyate, [IV-71ab] (*AKBh.* p.242)
 邪見癡究竟 許所餘由三 (『俱舍論』大正藏29, 86a)

- 邪見由無明 許所餘由三（『俱舍釋論』大正蔵29, 241c）
- 175 *sattva-bhogāv adhiṣṭhānaṃ nāma-rūpaṃ ca nāma ca*, [IV-71cd] (*AKBh.* p.242)
 有情具名色 名身等處起（『俱舍論』大正蔵29, 86a）
 衆生受用依 名色及名聚（『俱舍釋論』大正蔵29, 241c）
- 176 *AKBh.* (p.242/19) と全同。
- 177 *prāṇātipātaḥ saṃcintya parasyābhrānti-māraṇam*, [IV-73ab] (*AKBh.* p.243)
 殺生由故思 他想不誤殺（『俱舍論』大正蔵29, 86b）
 殺生有故意 他想不亂殺（『俱舍釋論』大正蔵29, 242a）
- 178 *AKBh.* (p.243/17), 『順正理論』（大正蔵29, 578b）に「如何説滅。燈焰鈴聲准彼亦應通殺生義」とある。犢子部、正量部は、『異部宗輪論述記発軀』（16下）にあるように、心心所、燈焰、鈴音は念々生滅するが、大地は長期間、命根は一期生滅という立場をとっているの、ここは世親ならびに経量部は、燈焰、鈴音のように刹那滅ではあっても殺生が成り立つと理解すべきであろう。
- 179 *adattādānam anyasvasvikriyā bala-cauryataḥ*. [IV-73cd] (*AKBh.* fontex pp.244)
 不與取他物 力竊取屬己（『俱舍論』大正蔵29, 86c）
 偷盜於他物 力闇取屬己（『俱舍釋論』大正蔵29, 242b）
- 180 *AKBh.* (p.244/8) は、この後にストゥーパの施物を盗むことなどの説明があるが、*ADV.* は省略。
- 181 *agamya-gamaṇaṃ kāma-mithyācāraś caturvidhaḥ*, [IV-74ab] (*AKBh.* p.244)
 欲邪行四種 行所不應行（『俱舍論』大正蔵29, 87a）
 行非行邪姪 説此有四種（『俱舍釋論』大正蔵29, 242b）
- 182 *AKBh.* (p.244/13) は詳細に論ずるも、*ADV.* は簡略化している。
- 183 *anyathā-saṃjñīno vākyam arthābhijñe mṛṣāvacaḥ*. [IV-74cd] (*AKBh.* p.244)
 染異想發言 解義虚誑語（『俱舍論』大正蔵29, 87b）
 別想説此言 於解義妄語（『俱舍釋論』大正蔵29, 242b）
- 184 『順正理論』（大正蔵29, 578c）に、「説聽力故成虚誑語」とあり、*ADV.* に一致する。
- 185 『長阿含』卷第八衆集經（大正蔵1, 50b）*SN. IV. p.73*
- 186 *cakṣuḥ-śrotra-manaś-cittair anubhūtaṃ tribhiś ca yat*,
tad-drṣṭa-śruta-vijñātaṃ mataṃ coktaṃ yathākramam. [IV-75] (*AKBh.* p.245)
 由眼耳意識 并餘三所證 如次第名為 所見聞知覺（『俱舍論』大正蔵29, 87b）
 眼耳及意識 所證并餘三 此名見聞知 次第或説覺（『俱舍釋論』大正蔵29, 242c）
- 187 ヤショーミトラ (*SAKV. p.406*) によれば、衆賢は自根の所取を所覺 (*mata*) と理解しているとするが、『順正理論』（大正蔵29, 579a）では、鼻・舌・身の三根は至境を取る

- から覚といい、經典に三根の所取を所覚というとする説を支持しているから、ヤショーミ
トラの誤解である。また、*AKBh.* (p.245/14)、『順正理論』(大正蔵29, 579a) とともに、
意識を見聞覚知の要素として数え上げない。
- 188 テキストには、*proṣadha* とするも、写本 (96a8) により *poṣadha* に訂正して読む。
- 189 *paśunyaṃ kliṣṭa-cittasya vacanaṃ parabhedane*, [IV-76ab] (*AKBh.* p.246)
染心壞他語 説名離間語 (『俱舍論』大正蔵29, 88a)
破語有染心 所説壞他愛 (『俱舍釋論』大正蔵29, 243a)
- 190 *pāruṣyam apriyam*, [IV-76c] (*AKBh.* p.246)
非愛麤惡語 (『俱舍論』大正蔵29, 88a)
惡語非他愛 (『俱舍釋論』大正蔵29, 243a)
- 191 *sarvaṃ kliṣṭaṃ bhinna-pralāpitā*. [IV-76d] (*AKBh.* p.246)
諸染雜穢語 (『俱舍論』大正蔵29, 88a)
諸染非應語 (『俱舍釋論』大正蔵29, 243b)
ato' nyat kliṣṭam ity anye lapanāgitanātyavat, [IV-77ab] (*AKBh.* p.247)
餘説異三染 佞歌邪論等 (『俱舍論』大正蔵29, 88a)
餘説異三染 佞悲歌舞曲 (『俱舍釋論』大正蔵29, 243b)
- 192 *ADV.* 2nd. ed.では、*tabhidhāne* とあるが、明らかに誤植である。
- 193 *Pāṇini.* 1.1.19
- 194 テキスト、写本 (96b1) とともに、*lapana* とあるも、*lapanā* に訂正して読む。
- 195 *abhidhyā tu parasaviṣayasprhā*. [IV-77cd]
vyāpādaḥ sattva-vidveṣaḥ nāsti drṣṭiḥ śubhāśubhe. [IV-78abc] (*AKBh.* p.247)
惡欲他財貪 憎有情瞋恚 揆善惡等見 名邪見業道 (『俱舍論』大正蔵29, 88b)
- 196 *ADV.* 2nd. ed.では、*anentadrṣṭi* とあるも、明らかに誤植であるので、1st. ed.の言葉
を採用する。
- 197 『發智論』(大正蔵26, 925a)
- 198 ジャイニ博士の指摘のように、*ADV.* では、*anusahagata* であるが、*SAKV.* (p.188 f)
は、*anu* とするも『順正理論』(580c) により、*aṇu* と読む。
- 199 テキストは、*tad apy apareṇa samayena sarveṇa sarvaṃ samucchetsyate*. (*ADV.*p.
266/7) とするも、写本 (96b5) には、*tad apy asyāpareṇa°* とある。
- 200 *SAKV.* p.412
- 201 世親のこの主張は、得 (*prāpti*) の論争の中に出てくる。
*kuśalā api dharmā dviprakārā ayatnabhāvino yatna-bhāvinaś ca ye ta ucyante utpatti-
pratilambhikāḥ. prayogikaś ceti. tatrāyatnabhāvibhir āśrayasya tad-bija-*

bhāvānupaghātāt samanvāgata upaghātād asamanvāgata ucyate samucchinnakuśala-mūlaḥ. tasya tūpaghato mithyādr̥ṣṭyā veditavyaḥ. na tu khalu kuśalānāṃ dharmāṇāṃ bijabhāvasyātyantaṃ santatau samudghātaḥ. ye punar yatna-bhāvinas tair utpannais tad utpattir vaśitvāvighātāt santateḥ samanvāgata ucyate. tasmād bijam evātrānapoddhṛtam anupahataṃ paripṛṣṭam ca vaśitva-kāle samanvāgamākhyāṃ labhate nānyad dravyam. kim punar idaṃ bijam nāma yan nāma-rūpaṃ phalotpattau samarthaṃ sāksāt pāraṃparyeṇa vā. santati-pariṇāma-viśeṣāt. ko 'yam pariṇāmo nāma. santater anyathātvam. kā ceyaṃ santatiḥ. hetu-phala-bhūtās traiyadhvikāḥ saṃskārāḥ. (AKBh. p.63/22-p.64/6)

また、AKBh. (p.250/14) では、善根を断じたものが、ふたたび善根を生ずる場合、疑と正見によると説明している。

202 又應許思差別所引功能差別種子與心同一果故。無漏心中。亦有有漏功能差別。則無漏心。亦應能感三有之果。無漏心中。亦許安置煩惱種故。則無漏心。亦應能作煩惱生因（『順正理論』大正蔵29, 397c）また、（『順正理論』398b）によれば、種子のほかにも随界・重習・功能・不失・増長の名によって主張していた人々があたことを伝えている。

203 DV. 第二章では、得・非得に関して論じられていたに違いないが、写本が欠損している。

204 以下、9行目欠損。